

一九五二年十二月

纖維産業における労働事情

—— 日本 ——

労働省国際労働課



# 目次

第一章 纖維産業における一般経済状況

第二章 企業の種類及び規模

第三章 雇用

一 概観

二 全就業者数中に占める纖維産業就業者数の地位

三 年間の推移

四 就業者と雇用者

五 男女別労働者

六 年令別労働者

七 勤続年数別労働者

第四章 賃金

一 賃金水準及びその推移

二 賃金の形態

三 賞与

四 保障賃金

五 退却金

六 最低賃金

一  
一六  
二三  
二三  
二四  
二七  
三五  
三七  
三八  
四二  
四三  
四三  
四三  
五八  
六四  
六五  
六七  
七〇

第五章 その他の労働条件

一、労働時間

七五

二、休日

七一

三、休暇

七二

四、作業環境（労働衛生）

七四

五、福利施設

七五

六、労働者の疾病

八〇

七、労働災害

八三

八、労働者災害補償

八九

九、技能者養成

九一

第六章 監督状況

第七章 労使関係

九三

一、概観

九三

二、鐵道労働組合の組織

九五

三、組合の日常活動

一〇一

四、労働協約

一〇三

五、労働争議

一〇七

## 第一章 纖維産業における一般経済状況

纖維産業は日本経済の一大基盤をなすものであり、今次大戦前においては、生産量において世界有数の地位を占めると共に、日本の輸出の大宗であり、特に東南アジア、支那大陸を始め、広く全世界の市場に重要な地位を占めていた。然し乍ら、戦時中の企業整備と海外原料輸入の杜絶、更には戦災の結果とに、わが国の纖維工業は極度に衰微し、終戦の一九四五年における生産は戦前の最高に比し、綿業において二、七%、化学工業において五%、羊毛工業において九%、生糸工業において一、五%という惨憺たる状況を示した。終戦後の占領期間中、業界再建の非常な努力により、設備は次第に回復され、生産も逐次上昇を示して再びわが国の輸出の主力をなすに至ったが、戦争及び戦後の日本経済の混乱に起因する多くのハンディキャップ、例えば、技術の遅れ、設備の合理化、近代化の不足、輸出市場の喪失、国内生産流通機構及び海外販売網の弱体化等によつて、日本の纖維産業が有していた競争力は殆んど失われた。

終戦後自由国家郡の一員として経済自立の達成に努力を競っている日本としては、平和産業の先頭に立つものとしての纖維産業の回復、発展を図らねばならないのであつて、設備の合理化近代化、労働生産性の向上、品質改良、新製品技術の進歩等によつて健全な産業基盤を確立し、正当な貿易、活動の促進によつて、世界纖維貿易の円滑な発展に資すると共に、日本経済の復興、自立怠りては、世界の経済発展に貢献することか重要な責務である。

日本経済中に占める繊維工業の地位について若干の指標をあげると次の通りである。

(1) 製造工業総生産額中に占める繊維生産額

(単位 1,000円)

繊維工業 (紡織及織布)

年 製造工業総生産額 比 生産額

%

|      |               |             |      |
|------|---------------|-------------|------|
| 1930 | 5,936,405     | 2,173,513   | 36.6 |
| 1935 | 10,815,814    | 3,352,564   | 31.0 |
| 1945 | 43,966,425    | 2,519,642   | 5.7  |
| 1949 | 1,427,067,283 | 286,652,949 | 20.1 |

注 1) 資料出所 通産省工業統計表

2) 繊維工業の範囲：綿、絹、人絹、毛、麻の各手及び織物、その二次製品等

(2) 鉱工業生産指数 (1934~36年=100)

| 年        | 月 | 鉱工業総合 | 製造工業総合 | 繊維工業  |
|----------|---|-------|--------|-------|
| 1937     |   | 129.7 | 130.7  | 114.2 |
| 1945     |   | 60.2  | 59.1   | 12.1  |
| 1946     |   | 30.7  | 28.9   | 12.2  |
| 1948     |   | 58.5  | 56.5   | 23.1  |
| 1950     |   | 93.8  | 93.2   | 44.6  |
| 1951     |   | 127.8 | 128.9  | 66.5  |
| 1952.10月 |   | 140.0 | 143.5  | 74.0  |

注 1) 資料出所 経済安定本部日本経済指標

2) 繊維工業の範囲、同上

(3) 輸出総額中に占める繊維製品の地位 (単位 1,000万円)

年 輸出総額 金額 %

わが国繊維産業の各主要業種について最近の生産並びに需給の状況を見ると大要次の通りである。

# 一 綿紡績業

## (1) 戦後における日本綿業の復興

オニ次大戦により壊滅的な打撃を蒙つた日本綿紡績業は、戦後数年間の苦難期を切りぬけ、一九四九年下半期以降、輸出の好転及び原綿の確保によつて復興の一端を辿り、特に一九五〇年下半期から五一年上半期にかけては、四百万錠の設備制限撤廃、及び朝鮮事変の勃発を契機とする輸出の増進、特需の発注によつてその復興は著しいものがあつた。しかしながら五一年下半期には電力不足により操業度、生産量とも低下し、五二年に入るや、朝鮮事変休戦会談の開始、世界の軍需の停頓の影響をうけて不況期に入り、輸出不振、供給過剰の様相を呈し始めた。このため、戦後一応順調な回復過

## 註(1) 資料出所 大蔵省日本貿易年表

### 2) 繊維品の輸出 全上、但し被服材料を除く

|      |             |             |      |
|------|-------------|-------------|------|
| 1936 | 2,692,996   | 1,549,897   | 58.3 |
| 1946 | 2,260,407   | 947,459     | 41.0 |
| 1947 | 10,148,004  | 5,115,779   | 50.2 |
| 1948 | 52,022,102  | 27,014,305  | 52.1 |
| 1949 | 169,841,045 | 85,440,446  | 50.3 |
| 1950 | 298,033,210 | 143,549,787 | 48.2 |
| 1951 | 488,776,775 | 225,540,808 | 45.9 |

程を辿つてきた日本綿紡績業は、一九五二年三月以降四割操短を実施するという深刻な危機に直面し、綿製品需要増加を上回る設備増加に対しても増産制限が問題とされるに至つた。

以上略述した戦後の日本綿紡績業の復興過程を設備・生産・輸出について統計的に示し、かつ戦前と比較すると次表の通りである。

### 綿紡績業の復興状況

#### 設備

(日本紡績協会調)

|              | 1934～36年平均 | 戦前 | 戦後 | 高 | 増設機運転可能錠数  | 設備運転可能台数 |
|--------------|------------|----|----|---|------------|----------|
| 戦前           |            |    |    |   | 10,773,010 | 331,909  |
| 1944年        |            |    |    |   | 12,776,220 | 393,291  |
| 1945年        |            |    |    |   | 2,899,306  | 156,424  |
| 1946年        |            |    |    |   | 3,376,372  | 188,429  |
| 1947年        |            |    |    |   | 3,700,964  | 217,753  |
| 1948年        |            |    |    |   | 4,341,196  | 233,334  |
| 1949年        |            |    |    |   | 6,366,501  | 287,372  |
| 1950年        |            |    |    |   | 7,097,561  | 306,178  |
| 1951年        |            |    |    |   | 65.9       | 92.2     |
| 1952年        |            |    |    |   | 55.6       | 72.9     |
| 34～36年に対する比率 |            |    |    |   |            |          |
| 戦前最高に対する比率   |            |    |    |   |            |          |

## 生産

|                    | 綿糸(4封度)  | 綿布(4平方碼)  |
|--------------------|----------|-----------|
| 1934~36年平均         | 1418.764 | 3.888.697 |
| 戦前                 | 1586.113 | 4.826.000 |
| 1944最              | 266.355  | 不詳        |
| 1948年              | 273.391  | 920.594   |
| 1949年              | 345.687  | 981.686   |
| 1950年              | 517.697  | 1,517.861 |
| 1951年              | 710.638  | 2,077.933 |
| 1952年1~9月          | 552.842  | 1,628.649 |
| 34~36年に対する比率(年平均率) | 52.0     | 55.9      |
| 戦前最高に対する比率( " )    | 46.5     | 44.9      |

## 輸出

|                    | 綿糸(4封度) | 綿布(4平方碼)  |
|--------------------|---------|-----------|
| 1934~36年平均         | 36,260  | 2,670,753 |
| 戦前                 | 83,500  | 2,725,109 |
| 1944最              | 23,881  | 377.257   |
| 1948年              | 9,261   | 427.201   |
| 1949年              | 22,389  | 746,592   |
| 1950年              | 24,528  | 1,103,477 |
| 1951年              | 28,114  | 1,094,503 |
| 1952年1~9月          | 26,330  | 614,569   |
| 34~36年に対する比率(年平均率) | 96.8    | 30.7      |
| 戦前最高に対する比率( " )    | 42.0    | 30.1      |

## (2) 日本経済における綿業の重要性

戦前、綿業は我國輸出産業の大宗として日本経済の再生産過程の回転軸をなしてきたが、戦後においてもその重要性は喪われていない。戦争によって蒙った壊滅的打撃にも拘らず、戦後いち早く操業開始し、日本経済復興に欠くべからざる外貨獲得の重責を果した。

最近、軍需重工業生産の比重は増加の傾向が見られるけれども、輸出貿易の振興は独立後の日本経済にとってますます重要性をもっているのであり、綿業は輸出産業の中心としてその主役を演じなければならない。輸出産業としての綿業の地位を見ると次表の通りである。

## 輸出商品中に占める綿製品の地位(単位、千疋)

|          | 一九五一年                | 一九五〇年              | 一九四九年              | 一九四八年              | 一九四七年              |
|----------|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 総輸出額     | 一、三五一、三五八<br>(一〇〇、〇) | 八一五、六六二<br>(一〇〇、〇) | 五二〇、九二八<br>(一〇〇、〇) | 二五八、六〇〇<br>(一〇〇、〇) | 一七三、六〇〇<br>(一〇〇、〇) |
| 繊維及び繊維製品 | 六二八、二〇五<br>(四六、五)    | 三九九、三二四<br>(四九、〇)  | 二七八、〇一九<br>(五四、四)  | 一五九、二〇〇<br>(六一、六)  | 一三二、一〇〇<br>(七五、五)  |
| 綿花及び綿製品  | 三六八、二八一<br>(二七、三)    | 二三九、六六二<br>(二九、四)  | 一八九、五七四<br>(三七、二)  | 九八、三〇〇<br>(三八、〇)   | 一〇三、一〇〇<br>(五九、四)  |

## 二、化学繊維工業

終戦直後の一九四六年には人絹、スフ合わせて三〇〇〇万ポンドを下回っていた生産量は、その後逐年上昇を続け、一九五一年には三六、八〇〇万ポンド躍進し、著しい復興

振りを示している。

一九五一年末、かなりの不況に直面して生産が減少し、本年上半期は横這いを続けていたが、六、七月から再び増勢に転じ、毎月八割一、二〇〇万ポンド、スフニ、四〇〇万ポンドを上廻る生産を続けている。然しながら内需が今夏綿製品に押されて意外の不振を示したことで、輸出の先行不安によつて、相場は九月以降かなりの低落を示したため、業界においては之が対策として合理化の促進、品質向上、新製品等あらゆる努力を需要の開拓に注ぎ、不況の克服と、輸出の増進に努めている。

なお、ビニロンを中心とする日本独特の合成繊維の生産も次々に発展を遂げつゝあるが、日本経済の自立達成の一環として、輸入原料に依存しない本工業は、将来の日本繊維工業の中で重要な地位を占めるものと考えられ、その経済的規模への育成発展に種々努力が続けられている。

以上略述した日本化学繊維工業の設備及び生産について、統計的に示せば次表の通りである。

## 化学纖維工業の設備及び生産状況

(日本化学繊維協会調)

## 設備

単位 日産噸

| 業 種         | 人       |   | 絹       |         | 又 |         | 又        |   | 又        |   | 又 |      |
|-------------|---------|---|---------|---------|---|---------|----------|---|----------|---|---|------|
|             | 据       | 付 | 運転可能    | 据       | 付 | 運転可能    | 据        | 付 | 運転可能     | 据 | 付 | 運転可能 |
| 1952年<br>1月 | 244.874 |   | 238.474 | 517.993 |   | 492.342 | 1134.510 |   | 1091.875 |   |   |      |
| 2月          | 246.874 |   | 238.474 | 517.993 |   | 489.887 | 1219.088 |   | 1133.720 |   |   |      |
| 3月          | 249.581 |   | 245.921 | 536.385 |   | 497.414 | 1245.150 |   | 1215.174 |   |   |      |
| 4月          | 246.387 |   | 246.387 | 556.326 |   | 522.874 | 1258.937 |   | 1252.106 |   |   |      |
| 5月          | 245.387 |   | 245.387 | 556.326 |   | 522.874 | 1275.080 |   | 1267.070 |   |   |      |
| 6月          | 249.367 |   | 249.367 | 566.105 |   | 529.492 | 1307.431 |   | 1281.911 |   |   |      |
| 7月          | 249.367 |   | 249.367 | 567.963 |   | 529.066 | 1356.068 |   | 1313.990 |   |   |      |
| 8月          | 249.336 |   | 249.686 | 567.963 |   | 529.066 | 1395.459 |   | 1351.749 |   |   |      |

(単位 テグス: 一十米)

|             | 合      |        | 成    |      | 織     |       | 縫   |      |
|-------------|--------|--------|------|------|-------|-------|-----|------|
|             | ビニロン   | ナイロン   | ナイロン | テグス  | テグス   | テグス   | テグス | テグス  |
| 1952年<br>1月 | 据付     | 運転可能   | 据付   | 運転可能 | 据付    | 運転可能  | 据付  | 運転可能 |
|             | 15.365 | 15.365 | 5.14 | 4.08 | 100.0 | 100.0 |     |      |

|     |        |        |   |   |      |   |   |
|-----|--------|--------|---|---|------|---|---|
| 2 月 | 17,565 | 17,565 | " | " | "    | " | " |
| 3 月 | "      | "      | " | " | "    | " | " |
| 4 月 | "      | "      | " | " | 4,14 | " | " |
| 5 月 | "      | "      | " | " | 5,14 | " | " |
| 6 月 | "      | "      | " | " | "    | " | " |
| 7 月 | "      | "      | " | " | "    | " | " |
| 8 月 | "      | "      | " | " | "    | " | " |

生 産

単位 封度

| 年度<br>昭和27年 | 業種別 | 人          | 絹 | 入          | 7 | 入          | 7 | 糸       | ビニロン | ナイロン    |
|-------------|-----|------------|---|------------|---|------------|---|---------|------|---------|
| 1 月         |     | 10,729,879 |   | 18,470,752 |   | 12,727,982 |   | 379,951 |      | 160,538 |
| 2 月         |     | 10,851,171 |   | 19,690,059 |   | 13,961,426 |   | 517,625 |      | 181,798 |
| 3 月         |     | 11,164,167 |   | 18,423,096 |   | 14,531,235 |   | 541,438 |      | 206,947 |
| 4 月         |     | 10,826,895 |   | 18,643,432 |   | 14,615,928 |   | 522,218 |      | 132,285 |
| 5 月         |     | 11,071,335 |   | 18,941,528 |   | 14,278,703 |   | 507,504 |      | 136,043 |
| 6 月         |     | 11,524,800 |   | 20,502,452 |   | 15,196,257 |   | 542,177 |      | 146,274 |
| 7 月         |     | 12,265,143 |   | 22,850,024 |   | 15,833,263 |   | 499,619 |      | 150,001 |
| 8 月         |     | 12,797,179 |   | 24,843,471 |   | 16,470,932 |   | 448,728 |      | 144,495 |

## 三、羊毛紡績業

## (一) 戦後に於ける羊毛紡績業の復興

戦前一六〇万余錠の梳毛設備と七〇〇余台の紡毛設備を持ち、年間七〇万乃至八〇万俵の羊毛を消費して、世界有数の羊毛工業国であつた日本も、オニ次世界大戦による機械のスクラップ化、戦災による焼失等のため、一九四五年八月の終戦時には、僅に三七万余錠の梳毛設備と四二〇台の紡毛設備を残すのみとなつた。

終戦後、占領軍当局より梳毛設備七三三、〇〇〇錠、紡毛設備八一五台と云う中間復元設備の目標が指示されたが、戦後の困難な諸事情のため、復元は遅々として進まず、又種々の制約のため原毛の輸入も仲々実現の運びに至らなかつた。

併し、戦後の混乱が除々におさまるにつれて、繊維製品に対する需要、殊に毛製品に対する需要が高まつたのに促され設備の復元も進捗し、一九五〇年半ばには前記中間目標を突破するに至つた。

一方原毛は一九四七年に初めて輸入を許されたが、一九四七年〜一九四九年の間は数量も微々たるものであつた。一九五〇年に至つて民間貿易の復活を機として飛躍的に増大した。

以上の如く、設備の復元、原毛輸入事情の好転と共に、必然の結果として、毛糸、毛織物の生産量は増大し、一九五〇年には、梳毛糸三、三〇〇万 lbs、紡毛糸四、〇〇〇万 lbs を生産し戦前最盛時の約五〇％に到達した。

翌一九五一年に於ては、設備、原料、生産量共々に増加し、その年末に於て梳毛設

備は戦前の六〇％、紡毛設備は戦前の一六〇％に達し、生産高は梳毛糸四九〇〇万℔、紡毛糸六、七〇〇万℔となり、戦前の約七〇％程度に回復した。前年六月勃発した朝鮮動乱に伴う所要特需景気は羊毛工業界にも及び正に戦後最大の好景気を現出したが、一方、全年春頃より製品の急激な値下りが起りはじめ、加うるに濠毛相場の急騰もあり、中小企業の中には倒産する会社も現れた。

併し、一九五一年末より一九五二年にかけては市況も立直り漸次安定への途を辿り、設備の復元も一段落すると共に生産量も堅実に増加の足取りを示し、年商生産量は殆んど戦前と同じと推定される。

一九五一年度の原毛輸入量は四八万俵で戦前の約七〇％であつたが、一九五二年度の輸入高は更に増加し、濠州に於ける買付量は占界才三位を下らぬと思われる。

## (2) 日本経済に於ける羊毛工業の使命

戦前は毛製品は満州、肉東州、支那をその主要市場としてその地域への輸出高は総輸出高の五〇％を占めていた。

戦後この最大市場が閉鎖されたため輸出は不振を極め、僅かに朝鮮動乱に伴う特需により外貨を獲得している状態である。

而も毛製品の輸出には、不平等関税による関税障壁、列国に比して著しく高い金利、設備の老朽等の悪条件のため業界の努力にも不拘飛躍的好転は望み難い。

併し乍ら海外に於ける毛製品の需要は大いに開拓の余地があり、前述の悪条件を逐次克服して輸出の増加に努めなければならない。

国内需要を一応充足した羊毛工業界としては更に設備の近代化、企業の合理化によるコストの引下に努力し、優秀なる製品の生産によつて輸出を躍進させることが今後の使命であらう。

以上略述した戦後の日本紡績業の復興過程を設備、生産について統計的に示し、かつ戦前と比較すると次表の通りである。

### 羊毛紡績業の設備及び生産状況

(日本羊毛紡績会報)

### 設 備

| 年 次          | 原 毛 (錠)   | 紡 毛 (台) | 設 備 (台)        |
|--------------|-----------|---------|----------------|
| 1934~1936年平均 | 1,128,262 | 637     | 28,471         |
| 戦前最高 1941年   | 1,628,554 | 733     | 30,929 (1939年) |
| 1942年末       | 427,792   | 457     | 12,062         |
| 1948         | 545,843   | 702     | 14,070         |
| 1949         | 689,801   | 789     | 14,493         |
| 1950         | 767,822   | 936     | 17,063         |
| 1951         | 961,690   | 1,147   | 18,937         |
| 1952年10月     | 1,034,659 | 1,146   | 19,632         |

|                                  |              |                |              |
|----------------------------------|--------------|----------------|--------------|
| 1934~1936年平均に対する比率<br>戦前最高に対する比率 | 92 %<br>64 % | 180 %<br>156 % | 69 %<br>63 % |
|----------------------------------|--------------|----------------|--------------|

生産

(単位: 糸 - lbs 織物 - 5g gals)

| 年次               | 麻毛糸         | 紡毛糸        | 麻毛織物        | 紡毛織物       |
|------------------|-------------|------------|-------------|------------|
| 1934~1936年平均     | 58,204,000  | 43,000,000 |             |            |
| 戦前最高             | 103,172,000 | 64,000,000 | 322,539,000 |            |
| 1944年            | 7,459,714   | 20,083,715 | 6,369,097   | 14,769,686 |
| 1944年            | 7,080,723   | 20,038,569 | 8,491,701   | 18,459,115 |
| 1944年            | 14,313,713  | 24,533,719 | 14,092,941  | 21,396,493 |
| 1945年            | 33,479,667  | 39,980,863 | 37,461,000  | 38,161,000 |
| 1945年            | 49,459,532  | 66,595,898 | 37,014,067  | 35,421,882 |
| 1952年10月迄        | 55,621,761  | 69,026,513 | —           | —          |
| 1934~36年平均に対する比率 | 95 %        | 160 %      | —           | —          |
| 戦前最高に対する比率       | 54 %        | 107 %      | —           | —          |

## 四、麻紡績業

生産資材としての用途が大半を占め、一般衣料用としては全需要の二〇％程度にすぎないため、需要は比較的安定しており、今後防衛生産の進展に伴って、生産の堅実な伸張が期待される。

但し、原料麻は亜麻、ラミー、黄麻について夫々約五〇％、ハ〇％、一〇％を輸入に仰がねばならず、特にラミーについては輸入先の大半が中共地区であるため、今後相当に輸入の困難が予想される状況にあり、国内増産、輸入確保について、種々の努力が払われている。

麻紡績業の設備及び生産状況を示せば左表(一)の通りであり、設備について戦前と比較すれば左表(二)の通りである。

表 1

## 麻紡績業における設備及び生産状況

1952年12月に於ける紡績設備と生産量 1952年12月 生産量

| 区分 | 紡績設備と生産量 |        |                 | 織布設備と生産量 |       |                        |
|----|----------|--------|-----------------|----------|-------|------------------------|
|    | 紡績数      | 運転数    | 生産量<br>(1,000枚) | 織布数      | 運転数   | 生産量<br>(1,000平方碼)      |
| 亜麻 | 83,642   | 71,616 | 15,215          | 979      | 863   | 5,617<br>ホース 42,000 封度 |
| 苧麻 | 101,598  | 80,604 | 11,693          | 1,171    | 1,117 | 6,235<br>ホース 27,000 封度 |
| 黄麻 | 19,528   | 19,528 | 45,954          | 730      | 730   | 36,614                 |

|   |         |         |        |       |       |                          |
|---|---------|---------|--------|-------|-------|--------------------------|
| 計 | 204,768 | 171,748 | 17,862 | 2,880 | 2,710 | 48,466<br>ホース 569,000 年度 |
|---|---------|---------|--------|-------|-------|--------------------------|

備考

通産省統計による

表 2 戦時中最盛期、終戦期現庄の紡績設備比較

1943年 1945年 1952年の設備比較

| 区別 | 1943年4月<br>(最盛期)     | 1945年8月<br>終戦期 | 1952年12月<br>(現庄) | 備考                                |
|----|----------------------|----------------|------------------|-----------------------------------|
| 正床 | 162,890 <sub>錠</sub> | 89,796         | 83,642           | 協会加盟の主たる会社の設備のみとG・H・Q・提出調査表より掲載した |
| 平床 | 70,723               | 40,368         | 101,598          |                                   |
| 兼床 | 19,148               | 19,148         | 19,528           |                                   |
| 計  | 252,760              | 149,312        | 204,768          |                                   |

## 五 生産工業(製糸業)

製糸業は器械製糸業、麻線生糸業、玉糸業に分れ、輸出生糸は主として器械製糸の生糸で全額生糸は全部国内で消費されている。

一九五二年一月繭糸価格安定法が実施され機械的商品であった生糸も思惑の域より脱却し他繊維に比較して極めて安定した市況を保ちつつ推移し、一方国内の生糸消費も一九五一年の三割増を示し、近年にない在庫高の減少を示している。

## 第二章 企業の種類及び規模

## 綿紡績業

一九五二年十月末における綿紡績会社数は一七七社である。このうち四四社は綿紡績

以外の他繊維産業、即ち、羊毛、化繊、絹紡、麻紡、特紡、  
ガラ紡、絹人絹織布、製糸、莫大小、漢西、縫製、カタン  
糸、加工その他を兼営している。

綿紡績のみについていえば、工場数は表の如く兼営織布  
工場を含めて二二六工場である。前表織布工場の殆んどは  
数ヶ工場の綿紡績工場を有する大紡績会社に所屬している。  
綿紡績工場を規模別に見ると、左表(一)表の如く一工場当  
りの規模は三万五千錠であるが、三万錠未満の工場は五二  
%を占めている。会社単位の規模別構成は左表(二)の如く、  
二〇万錠以上のものが会社数において九・%余、工場数に  
おいて四三%、設備錠数において七〇%という高度の集中  
度を示している。

表1 綿紡績会社の工場・設備数 (1952年10月)

|         | 工場数 | 精紡機運転<br>可能錠数 | 織機運転<br>可能台数 |
|---------|-----|---------------|--------------|
| 綿紡績専業工場 | 119 | 2,889,379     | —            |
| 綿紡績一貫工場 | 84  | 4,208,182     | 61,401       |
| 綿織布専業工場 | 23  | —             | 7,928        |
| 計       | 226 | 7,097,561     | 69,329       |

(註) このほか綿織布専業者として、5,121工場  
236,489台がある。

表-2

綿紡績工場の規模別構成 (1952<sup>1</sup><sub>12</sub>月末)

|           | 工 場 数 |     | 運 転 可 能 錠 数 |     |
|-----------|-------|-----|-------------|-----|
|           | 数     | %   | 数           | %   |
| 5 千 錠 未 満 | 25    | 12  | 26,502      | 1   |
| 1 万 錠 "   | 31    | 15  | 201,409     | 3   |
| 2 " "     | 30    | 15  | 381,020     | 5   |
| 3 " "     | 20    | 10  | 493,802     | 7   |
| 4 " "     | 21    | 10  | 725,432     | 10  |
| 5 " "     | 14    | 7   | 626,868     | 9   |
| 6 " "     | 18    | 9   | 1,002,924   | 14  |
| 7 " "     | 15    | 7   | 967,048     | 14  |
| 8 " "     | 10    | 5   | 737,316     | 10  |
| 9 " "     | 8     | 4   | 675,764     | 10  |
| 10 " "    | 2     | 1   | 197,252     | 3   |
| 10 " 以上   | 9     | 4   | 1,012,224   | 14  |
| 合 計       | 203   | 100 | 7,097,561   | 100 |

表 3 綿紡績会社の規模別構成 (1952年10月末)

|         | 会社数 |      | 所有工場数 |      | 所有運転可能錠数  |      |
|---------|-----|------|-------|------|-----------|------|
|         | 数   | %    | 数     | %    | 数         | %    |
| 54 錠未満  | 23  | 9.6  | 23    | 11.3 | 73,708    | 1.0  |
| 1 万錠 "  | 29  | 24.8 | 29    | 14.3 | 185,049   | 2.6  |
| 2 " "   | 24  | 20.5 | 24    | 11.8 | 292,636   | 4.1  |
| 3 " "   | 10  | 8.4  | 11    | 5.4  | 233,342   | 3.3  |
| 4 " "   | 7   | 6.0  | 8     | 3.9  | 239,368   | 3.4  |
| 5 " "   | 3   | 2.6  | 3     | 1.5  | 136,156   | 1.9  |
| 6 " "   | 1   | 0.9  | 1     | 0.5  | 58,400    | 0.8  |
| 7 " "   | 3   | 2.6  | 4     | 2.0  | 183,716   | 2.6  |
| 8 " "   | 1   | 0.9  | 1     | 0.5  | 70,216    | 1.0  |
| 9 " "   | 1   | 0.9  | 1     | 0.5  | 83,840    | 1.2  |
| 10 " "  | —   | —    | —     | —    | —         | —    |
| 15 " "  | 2   | 1.7  | 4     | 2.0  | 226,496   | 3.2  |
| 20 " "  | 2   | 1.7  | 7     | 3.5  | 327,132   | 4.6  |
| 30 " "  | 2   | 1.7  | 10    | 4.9  | 459,968   | 6.5  |
| 40 " "  | 1   | 0.9  | 7     | 3.5  | 391,088   | 5.5  |
| 50 " "  | 3   | 2.6  | 22    | 10.8 | 1,264,432 | 17.8 |
| 50 " 以上 | 5   | 4.2  | 48    | 23.6 | 2,892,014 | 40.5 |
| 合 計     | 117 | 100  | 203   | 100  | 7,097,561 | 100  |

## 二 化学纖維工業

化学工業に於ける企業形態は相当複雑である。資本形態から言之ば、(1)綿紡資本、(2)化学工業資本、(3)化学纖維専門資本の三つになる。製品別にみると、(1)人絹糸、スフ綿を製造し、更にスフ紡績を兼営するもの、(2)人絹糸のみ製造するもの、(3)スフ綿を製造し、これにスフ紡を兼営するものがある。織布部門の兼営は人絹糸では殆んど見られぬがスフ部門では綿紡兼営業者の綿スフ織機所有の外スフ綿専門業者のスフ織機所有がみられ、更に染色加工部門への進歩も見られる。また原料部門では約半数の会社が二硫化炭素を自給し、中には硫酸、苛性ソーダ、パルプを自給するものもある。なお人絹、スフ業者は直接販売部門を有せず、糸、織物の販売は輸出内需を問わず悉く商社に委託している状態である。

化学纖維工場を規模別に見ると人絹工業において六社十工場で、人絹生産会社は何れも大企業形態をとっており、一社の平均日産能力は約二五屯となっている。人絹生産工場的大部分がビスニース法を採用しており、銅安法によるものは一社一工場である。スフ紡績工業においては、一九五二年十月末現在において三六社五四工場、約一三〇万錠の生産規模を有し、一社平均三万六千錠強となっているが、その過半は綿紡績の大企業兼営部門となっており、他に中企業の形態に属する専門業者がある。

## 三 羊毛紡績業

一九五二年末における羊毛紡績会社数は二五一、工場数は三〇八で、会社の中一社は羊毛以外の他の纖維工業をも兼営し、他の二四〇社は羊毛専門会社である。これを

規模別に見ると左表の通りである。

# 羊毛紡績業における規模別

会社数（1952年末日本羊毛紡績会調）

| 梳 毛                 |     |     |           | 紡 毛  |          |     |        |       |      |
|---------------------|-----|-----|-----------|------|----------|-----|--------|-------|------|
| 設備別                 | 会社数 |     | 運転可能錠数    | 設備台数 | 会社数      |     | 運転可能台数 |       |      |
|                     | 数   | %   |           |      | 数        | %   |        |       |      |
| 10000 錠<br>以下       | 22  | 55  | 107,773   | 10.4 | 1 台      | 63  | 26     | 63    | 55   |
| 10,000 -<br>49999 錠 | 12  | 30  | 230,383   | 22.3 | 2 台      | 70  | 29     | 140   | 12.2 |
| 50,000 -<br>99999 錠 | 3   | 7.5 | 256,392   | 24.8 | 3 台      | 36  | 15     | 108   | 9.4  |
| 100,000<br>錠以上      | 3   | 7.5 | 440,111   | 42.5 | 4 台      | 14  | 6      | 56    | 4.9  |
|                     |     |     |           |      | 5 - 7 台  | 31  | 13     | 181   | 15.8 |
|                     |     |     |           |      | 8 - 14 台 | 19  | 8      | 206   | 1.8  |
|                     |     |     |           |      | 15 台以上   | 9   | 4      | 392   | 34.2 |
| 合 計                 | 40  | 100 | 1,034,659 |      | 合 計      | 242 |        | 1,146 |      |

## 四 麻紡績業

一九五二年一二月現在に於ける麻紡績の会社とこれ等の工場は左表（日本麻紡績協会調）の通りであつて、殆んどが大企業形態をとつてゐる。

使用原料別会社数

全工場数

亜麻 三

八

苧麻 二

八

黄麻 三

三

計 八

四四

備考 亜麻、苧麻の両原料を使用する会社工場は便宜上その使用の主なるものを採つた。

## 五 生糸工業（製糸業）

製糸業は器械製糸業、座繰生糸業、王糸業に分れ輸出生糸は主として器械製糸の生糸であつて座繰生糸は全部国内で消費されている。その各々は企業形態は異つてゐる。

## 一 器械生糸

一九五二年一月末現在で一八二業者、工場数は三〇。一工場を設け備台数四九、九一七台。一工場平均設備台数一六五、八台である。これを組織別に見れば会社組織が七二、七%、農業協同組合組織が一五、五%、個人企業が一二、八%となつてゐる。又設備台数より見

れば、会社組織が八四・九%を占め、組合組織は一〇・一%、個人企業が五%となっている。特筆すべきは最近自動繰糸機が企業化の段階に達し、一九五三年は相当台数の切替が予想され、この面からの合理化が期待される。

## 二、座繰生糸

座繰生糸は生糸の全生産高の約一割を占めている。へ一九五二年一月一～四月二五（一セク依）マニユファクチャー的業態であつて、拾台以下が大半を占めている。個人企業が圧倒的に多く、家内工業である。

一九五二年十月末の工場数は三、三九三工場、設備台数は二〇、五五七釜で一工場当り六、一釜の零碎企業である。

## 三、玉糸

玉糸は原料繭が玉繭であり、上繭生産方式の副次的生産物であるため、玉糸生産にも限度があるものである。（全生糸生産の七・四%）

特に最近米国に於てシマシタン織の流行によつて玉糸の輸出が増加し、一九五二年一月～十月迄には玉糸の八八%が輸出されている。

この企業も個人企業が主で、一九五二年十月末現在二五三工場で設備は五、四四一釜、一工場当り二・一五釜、一〇釜未満の者が五二・三%の大半を占めている状態である。

### 第三章 雇用

#### 一、概観

(1) 第一章「繊維産業における一般経済状況」に述べたように、繊維産業は日本の重要

産業、特に輸出産業の大宗として、日本経済において重要な地位を占めている。

このことは又日本の雇用全般の中においても云えることであつて、繊維産業の雇用労働者数は製造業全体の二割以上を占め、雇用労働力と吸収源として極めて重要な地位を占めている。

このような繊維労働者の特色とする処は、後述各項で述べるように、総労働者中女子労働者の占める比重が高く、且つ年令的にも比較的低年令の労働者が多く、その異動率は割合高くなつていつてことである。

このことは、直ちに繊維産業労働者の雇用の変動に影響し、毎年三月―四月の入転期（学校卒業期と一致する）には多くの新規労働力を吸収して他産業に比して入転率が上昇する。

繊維産業労働者の雇用の変動に関し、特に看過し得ない要因は、経済的基礎の変動であるが、特に製品の需要の変動に伴う企業活動の盛衰は雇用量に広範な変動を与える。すなわち、一九五一年後半期以降、需要の一般的減退により生じた生産過剰は五二年に入つて一層深刻化し、四月―六月の大巾な操短の実施、企業整備の実施となつて雇用面に大きな減少を与えた。

企業における資本蓄積が少く、且つ国内需要が窮迫している現状において、雇用量の大幅な減少を防止し、雇用量の増減を図るためには、相当量の輸出を保持することが必要である。

(2)

一九四七年十二月、個人の自由意思を尊重し、その上においてその能力に適當な職業を斡施することを本質とする職業安定法が実施されて以来、繊維産業においても雇用の民主化が図られて来た。

この法律によつて規定される充足方法の主なものは、政府自らの行う公共職業安定機関による就職の斡施であつて、雇用主は必要な勞働力をこの機関に申込むことによつて、その必要な勞務を充足するのである。

今一つは、このような行政組織では十分その成果をあげる事ができない分野において、雇用主自身が勞働者を募集する方法である。これはあくまで勞働者保護の見地から設けられているので、その運用については政府の許可を要する。

今、勞働異動調査によつて、一九五二年上半期の紡織業における新規採用者の入職経路別構成を見れば、公共職業安定所経由が全入職者の四八・三%を占め繊維産業における勞務充足のための公共職業安定所の利用率が製造業全体(三〇・九%)を上廻つており、その雇用の民主化の進歩の一端を示している。

## 二、全就業者数中に占める繊維産業就業者数の地位

一九五〇年国勢調査の結果によれば、左表のように、化学繊維就業者を含む紡織業就業者数は、一、二二一、〇〇〇人であり、全産業就業者数三五、五七五、〇〇〇人中に占める割

産業別就業者数及び構成比率

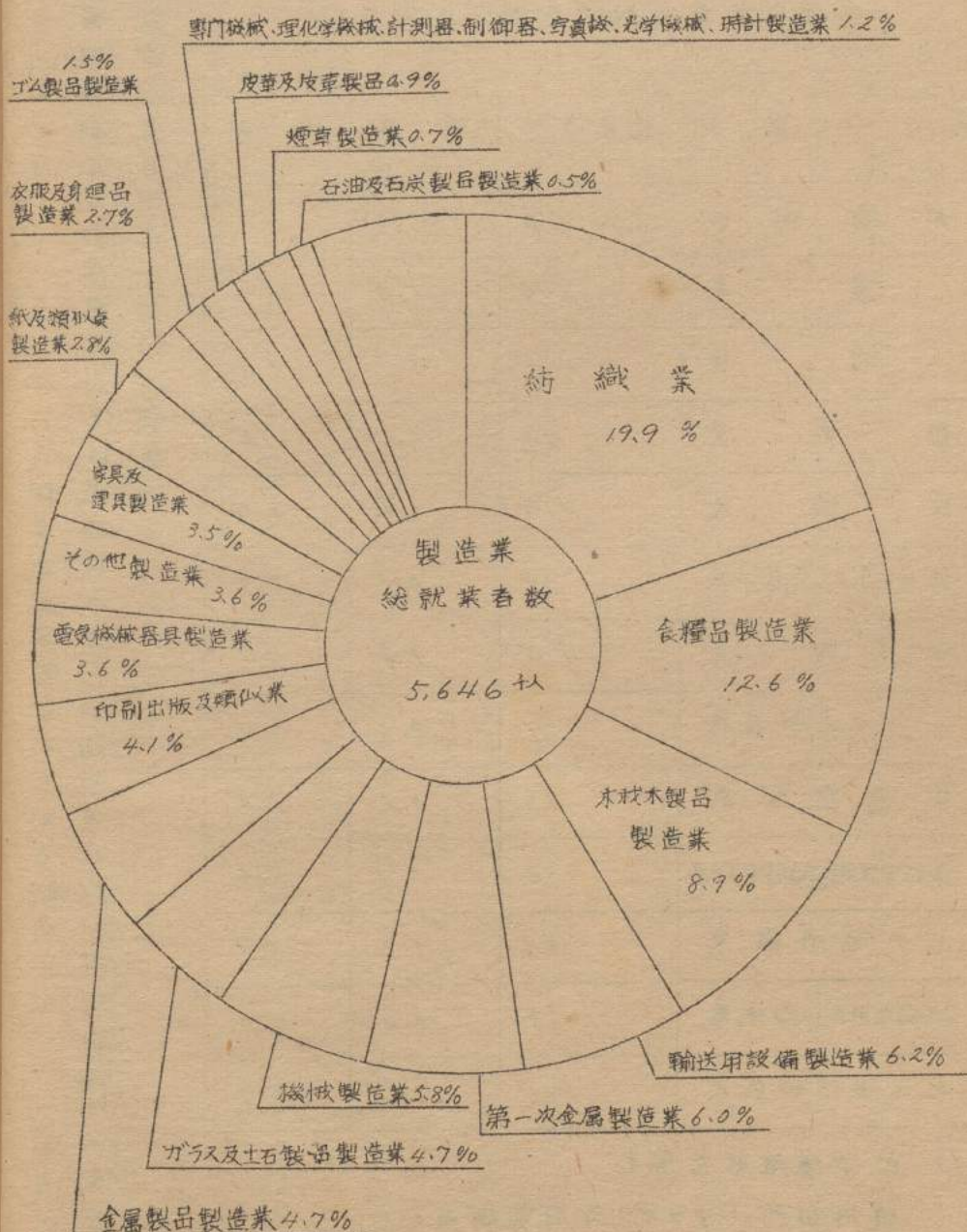
| 産業                | 就業者数                 | 構成     | 比率    |
|-------------------|----------------------|--------|-------|
| 就業者総数             | 35,576 <sup>41</sup> | 100.0% | %     |
| 製造業               | 5,846                | 15.9   | 100.0 |
| 紡織業 <sup>1)</sup> | 1,121                | 3.2    | 19.9  |
| 製糸業               | 88                   | 0.2    | 1.6   |
| 紡績業               | 219                  | 0.6    | 3.9   |
| 総糸及び糸製造業          | 39                   | 0.1    | 0.7   |
| 織物業               | 415                  | 1.2    | 7.4   |
| メリヤス製造業           | 57                   | 0.2    | 1.0   |
| 染色整理業             | 73                   | 0.2    | 1.3   |
| 業及び製織物麻製品綢製造業     | 133                  | 0.4    | 2.4   |
| その他紡織業            | 53                   | 0.2    | 0.9   |
| 特掲されない紡織業         | 3                    | 0.0    | 0.1   |
| 化学繊維製造業           | 41                   | 0.1    | 0.7   |

1) 化学繊維業を含む

資料出所「1950年国勢調査」

合は三、二%となつてゐる、さらに製造業就業者中にしめる割合では、一九九%となり、製造業中の他のどの産業よりも就業者数が多く、紡織業が我が国製造部門の大宗的な産業であることを明らかに知り得る。

## 1950年国勢調査製造業中分類別就業者構成比



## 三、年間の推移

(一) 紡織業のほか化学繊維を含む繊維産業雇用者数の年間の推移をみると、一般に四月の入転期には新規学校卒業者を採用して、雇用指数の上昇をみることは、毎年同じ傾向を示している。こゝで一九五一年及び五二年における規模三〇人以上の事業所における常用労働者の雇用指数の動きを毎月動労統計についてみると、

左表のように、一九五一年間平均を一〇〇とした指数で計算すると、一九五一年五月、六月に一〇二・三％に上昇し、朝鮮動乱後の増加傾向をついけるが、一九五一年後半期から漸次逓減し、一九五二年では三・四月の入転期の増加も極めて微弱となり、ことに五月六月では採掘に基く雇用指数の低下は相当著しく、一九五二年後半期ではこの低下傾向は緩和されるが、結局十月では一九五一年の準の約一割減の水準に落ちる。

これらの動きは、動乱後の経済的基盤の変動、すなわち、動乱による特需の増大と終戦後占領軍の命令に基く設備制限の撤廃による中小企業の群立後、一九五一年後半以降の内外需要の減退に基く過剰生産の傾向が雇用の減少に表現されているものと解せられる。

以上略述した所を統計で示せば次表の通りである。

## 纖維産業労働者数及び同指数

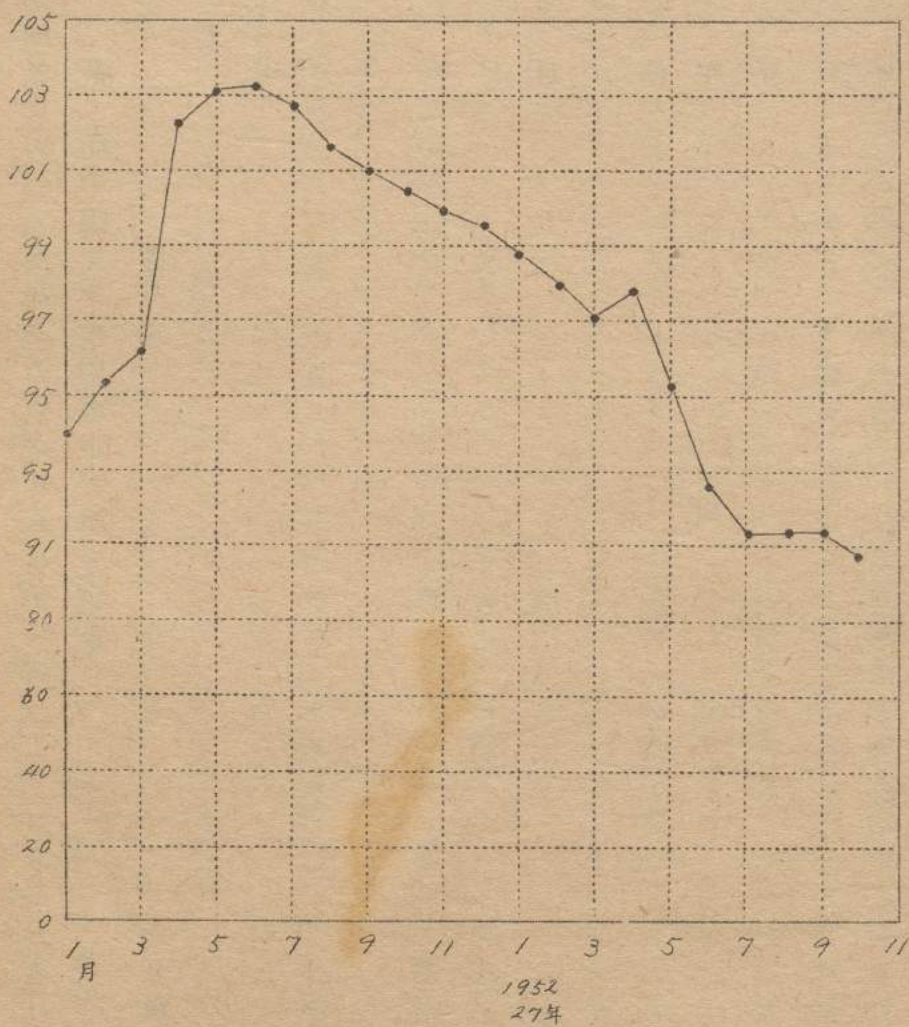
1951年年間平均=100

| 月    | 1951年   |       | 1952年    |      |
|------|---------|-------|----------|------|
|      | 労働者数    | 指数    | 労働者数     | 指数   |
| 1 月  | 592,388 | 94.2  | 709,1520 | 98.7 |
| 2 月  | 599,422 | 95.3  | 704,649  | 97.9 |
| 3 月  | 605,206 | 96.3  | 698,376  | 97.1 |
| 4 月  | 644,290 | 102.5 | 702,220  | 97.7 |
| 5 月  | 648,275 | 103.1 | 684,723  | 95.2 |
| 6 月  | 648,637 | 103.2 | 663,816  | 92.4 |
| 7 月  | 645,029 | 102.6 | 657,028  | 91.4 |
| 8 月  | 639,541 | 101.7 | 657,070  | 91.4 |
| 9 月  | 635,847 | 101.1 | 657,273  | 91.4 |
| 10 月 | 631,105 | 100.4 | 653,149  | 90.9 |
| 11 月 | 628,591 | 100.0 |          |      |
| 12 月 | 626,370 | 99.6  |          |      |

1) 調査が改正された為に労働者数と27年のそれとは直接には連続しないが、リンクリラティヴによつて1951年12月と1952年1月を接続してある。

2) 資料出所 労働統計調査部「毎月勤労統計調査」

## 雇用の年間推移



(二) これを各業界別に概観すれば次の通りである

1. 綿紡績業

綿紡績業における労働者の数は次表に示す通りで、女子労働者が多数を占めている

第 表 綿紡績及び兼営織布労働者数表

|     | 一九五一年  |         | 一九五二年  |         |
|-----|--------|---------|--------|---------|
|     | 男子     | 女子      | 男子     | 女子      |
| 十一月 | 二二、四二二 | 一四四、四六六 | 二四、〇一二 | 一四八、五一九 |
| 十二月 | 二二、七五二 | 一四六、九九八 | 二四、三一〇 | 一四七、七〇一 |
| 一月  |        |         | 二四、一一三 | 一四三、六一三 |
| 二月  |        |         | 二二、七七八 | 一三〇、二八五 |
| 三月  |        |         | 二二、二三三 | 一二一、七六二 |
| 四月  |        |         | 二二、七七七 | 一一三、五〇〇 |
| 五月  |        |         | 二二、〇四三 | 一一四、四一五 |
| 六月  |        |         | 二二、二四〇 | 一一五、五五七 |
| 七月  |        |         | 二二、二一四 | 一一六、九九六 |
| 八月  |        |         | 二二、〇三〇 | 一一六、九八〇 |
| 九月  |        |         |        | 一一六     |
| 十月  |        |         |        | 一一六     |
| 合計  | 二二、四二二 | 一四四、四六六 | 二四、〇一二 | 一四八、五一九 |
| 合計  | 二二、七五二 | 一四六、九九八 | 二四、一一三 | 一四三、六一三 |
| 合計  | 二二、七七八 | 一三〇、二八五 | 二二、二三三 | 一二一、七六二 |
| 合計  | 二二、七七七 | 一一三、五〇〇 | 二二、〇四三 | 一一四、四一五 |
| 合計  | 二二、二四〇 | 一一五、五五七 | 二二、二一四 | 一一六、九九六 |
| 合計  | 二二、二一四 | 一一六、九九六 | 二二、〇三〇 | 一一六、九八〇 |
| 合計  | 二二、〇三〇 | 一一六、九八〇 |        | 一一六     |
| 合計  |        |         |        | 一一六     |

社

(註)

(1) 工場労働者数調査表（日本紡績協会調）による。

(2) 日本紡績協会会員全会社の綿紡績及び兼営織布工場の労働者（所謂工員）

のみ。従つて営業所関係及び兼営他種工場の労働者を含まない。

右の表について年間推移をみれば、会社数の増加にも拘らず労働者は減少していることがわかる。これはこの一年間において依然として増鍾がつづけられ、そのため会社数が増加したのであるが、一方既存の会社においては不況対策としての操業短縮が実施された結果として大巾に人員の減少をみたことを示している。

## (2) 化学繊維工業

化纖工業のうち人絹、スフ設備を有する会社においては、従業員教育（T.W.I. M.T.P.）を実施した結果、その効果が逐次表れて来た事と設備機械の向上により労働の生産性は非常に向上している。

その反面輸出不振等の不況の影響のために生産は横ばいの状態であつて設備の新増設は行はれていない。

此の二つの面から退職者の補充を行わず人員の自然減少に待つて余剰人員の整理を期待した。此のため毎月幾何かの減少傾向が表の上に現われている。

スフ紡績については、人絹、スフの場合の如く自然減少の傾向もあるが、スフ設備を有する会社がスフ糸の品質の向上を目差して自社に依るスフ紡績増設を行つてゐるため僅かに増加の傾向を示している。

(3)

## 化纖勞務者在籍表

|       |     | 男      | 女      | 計      |
|-------|-----|--------|--------|--------|
| 1951年 | 11月 | —      | —      | —      |
| "     | 12月 | —      | —      | —      |
| 1952年 | 1月  | 34,683 | 34,910 | 69,593 |
| "     | 2月  | 31,765 | 32,424 | 64,189 |
| "     | 3月  | 34,534 | 34,751 | 69,285 |
| "     | 4月  | 35,479 | 38,726 | 74,205 |
| "     | 5月  | 35,248 | 38,181 | 73,429 |
| "     | 6月  | 35,170 | 37,691 | 72,861 |
| "     | 7月  | 34,970 | 37,574 | 72,544 |
| "     | 8月  | 34,983 | 37,831 | 72,814 |

(註) 1. 勞務者数は人絹、スフ紡の工員の数である。

2. 資料出所 日本化学纖維協会調

羊毛紡績業

羊毛紡績に於ける勞務者数は、左表の通りで、全体として安定した雇用傾向を示

している。

第四表 男女労働者数とその年間推移

| 年     | 月   | 工場数 | 労働者（就業）数 |        |        |
|-------|-----|-----|----------|--------|--------|
|       |     |     | 男 子      | 女 子    | 計      |
| 1951年 | 11月 | 216 | 8,304    | 25,423 | 33,727 |
| "     | 12月 | 226 | 8,600    | 26,442 | 35,042 |
| 1952年 | 1月  | 281 | 12,549   | 35,115 | 47,664 |
| "     | 2月  | 243 | 9,079    | 26,743 | 35,822 |
| "     | 3月  | 233 | 9,361    | 27,185 | 36,546 |
| "     | 4月  | 278 | 12,339   | 36,526 | 48,865 |
| "     | 5月  | 282 | 12,325   | 36,515 | 48,840 |
| "     | 6月  | 286 | 12,294   | 37,300 | 49,594 |
| "     | 7月  | 282 | 12,687   | 37,344 | 50,031 |
| "     | 8月  | 294 | 12,626   | 36,090 | 48,716 |
| "     | 9月  | 294 | 12,649   | 37,398 | 50,047 |
| "     | 10月 | 288 | 12,269   | 37,182 | 49,451 |

(註) 政府指定統計による。

## 製糸業労働者数

(5) (4)

農林省蚕糸局調

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 1951年 12月 | 61,585 <sup>人</sup> |
| 1952年 1月  | 57,126              |
| " 2月      | 58,364              |
| " 3月      | 58,057              |
| " 4月      | 60,288              |
| " 5月      | 59,861              |
| " 6月      | 57,112              |
| " 7月      | 60,568              |
| " 8月      | 59,948              |
| " 9月      | 59,455              |
| " 10月     | 58,645              |

(註) 労働者数は取員、労務者を含む全労働者である。

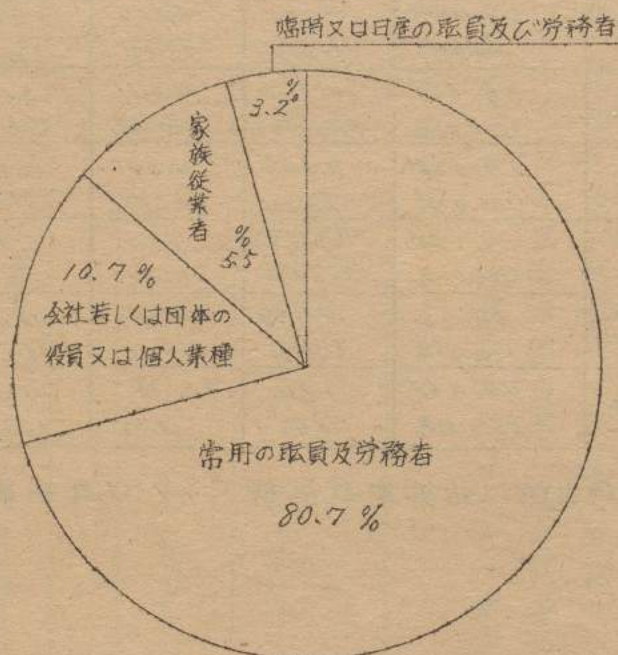
製糸業における年同の雇用の推移は左表の通りである。

製糸業  
麻紡績業（省略）

#### 四、就業者と雇用者

纖維産業就業者についての従業上の地位別構成は雇用労働者が圧倒的比重を占めており、就業者中の八割以上が雇用労働者となっている。すなわち一九五一年七月の事業所統計調査の結果によれば、纖維産業就業者中の一〇・七％が会社若しくは団体の役員又は個人業主、五・五％が家族従業者、八〇・七％が常用の職員及び労務者、三・二％が臨時又は日雇の職員及び労務者となつてゐる。なお就業者中に占める雇用者の割合については纖維産業の場合の方が、製造業者全体の場合よりも若干高くなつており、纖維産業における雇用労働力の占める比重の大きさが看取される。

種類別従業者数の比率  
(一九五一年七月一日)



## 産業及び種類別従業者数 (1951年7月1日)

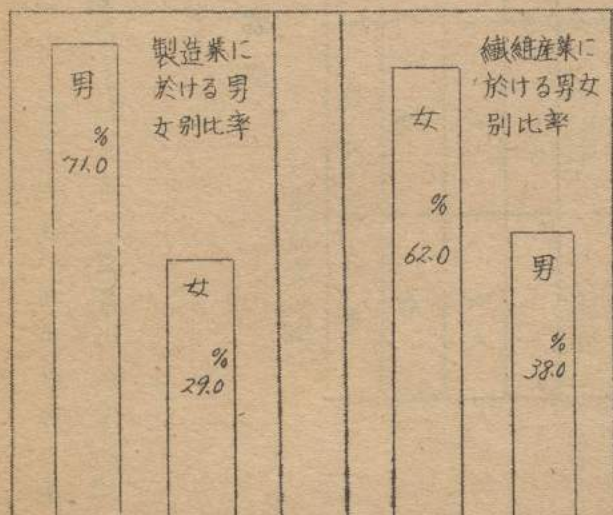
| 産 業                | 従 業 者<br>総 数                       | 会社若しくは<br>団体の役員<br>又は個人業主 | 家族従業者            | 常用の職員<br>及び労務者      | 臨時又は日<br>雇の職員<br>及び労務者 |
|--------------------|------------------------------------|---------------------------|------------------|---------------------|------------------------|
| 製 造 業              | 5,504,607 <sup>人</sup><br>(100.0)% | 791,322<br>(14.4)         | 322,293<br>(5.9) | 4,026,482<br>(73.2) | 364,510<br>(6.6)       |
| 紡 織 業              | 1,180,464 <sup>人</sup><br>(100.0)% | 126,093<br>(10.7)         | 64,785<br>(5.5)  | 952,357<br>(80.7)   | 37,229<br>(3.2)        |
| 製糸業及び洗上<br>梳毛業     | 106,197 <sup>人</sup><br>(100.0)%   | 4,045<br>(3.8)            | 1,348<br>(1.3)   | 97,847<br>(92.1)    | 2,955<br>(2.8)         |
| 紡績及び糸業             | 321,539 <sup>人</sup><br>(100.0)%   | 16,010<br>(5.0)           | 8,911<br>(2.8)   | 285,790<br>(88.9)   | 10,828<br>(3.4)        |
| 広幅織物業              | 425,556 <sup>人</sup><br>(100.0)%   | 53,459<br>(12.6)          | 31,817<br>(7.5)  | 331,916<br>(78.0)   | 8,364<br>(2.0)         |
| 細幅織物業              | 29,691 <sup>人</sup><br>(100.0)%    | 6,018<br>(20.3)           | 4,197<br>(14.1)  | 18,336<br>(61.8)    | 1,140<br>(3.8)         |
| メリヤス製造業            | 58,457 <sup>人</sup><br>(100.0)%    | 9,395<br>(16.1)           | 3,524<br>(6.0)   | 43,739<br>(74.8)    | 1,799<br>(3.1)         |
| 染色及び整理業            | 86,603 <sup>人</sup><br>(100.0)%    | 12,167<br>(14.0)          | 4,071<br>(4.7)   | 66,067<br>(76.3)    | 4,298<br>(5.0)         |
| 絨毯その他の<br>床敷物製造業   | 29,072 <sup>人</sup><br>(100.0)%    | 8,249<br>(28.4)           | 4,391<br>(15.1)  | 15,082<br>(51.9)    | 1,350<br>(4.6)         |
| 帽子製造業<br>(布製及び婦人帽) | 7,779 <sup>人</sup><br>(100.0)%     | 1,427<br>(18.3)           | 570<br>(7.3)     | 5,483<br>(70.5)     | 299<br>(3.8)           |
| その他繊維製品<br>製 造 業   | 73,108<br>(100.0)%                 | 15,159<br>(20.7)          | 5,948<br>(8.1)   | 47,076<br>(64.4)    | 4,925<br>(6.7)         |
| 化学繊維製造業            | 42,462 <sup>人</sup><br>(100.0)%    | 1,64<br>(0.4)             | 8<br>(0.0)       | 41,019<br>(96.6)    | 1,271<br>(3.0)         |

資料出所 総理府統計局「1951年事業所統計調査」

## 繊維産業に於ける男女就業者数の比率

| 業 種                      | 男女別比率 |     |
|--------------------------|-------|-----|
|                          | 男     | 女   |
| 製 造 業                    | 71%   | 29% |
| 紡 織 業                    | 38    | 62  |
| 製 糸 業                    | 23    | 77  |
| 紡 績 業                    | 31    | 69  |
| 燃 料 及 糸 製 造 業            | 38    | 62  |
| 織 物 業                    | 32    | 68  |
| ス ー ツ 製 造 業              | 42    | 58  |
| 染 色 整 理 業                | 73    | 27  |
| 業 及 草 製 物 麻 製品 網 網 製 造 業 | 44    | 56  |
| 特 掲 され ない 紡 織 業          | 33    | 67  |
| 化 学 繊 維 製 造 業            | 61    | 39  |
| その他 紡 織 業                | 49    | 51  |

資料出所 「1950年国勢調査10%集計結果」



## 五、男女別労働者

(一)

一九五〇年の国勢調査によつて紡績業就業者の男女別構成は、男子三八%、女子六二%となつてゐるが、これを製造業全体的場合と比較すれば、製造業の場合男子七一%、女子二九%と男子の比重が極めて大であるのに反し、紡織業は女子の比重が極めて高い。これを産業別に見れば、製糸業が女子の比重が最も高く七七%であり、紡績業六九%、織物業六八%がこれに次いでゐる。一方化学繊維製造業、染色整理業は男子の比重の方が高く、女子の比率は夫々三九%、二七%であるが、これら二業種を除いては各業種共、女子比重が五〇%より六〇%以上となつてゐる。

(二) 纖維産業労働者の男女別の構成を既述のように業界別に一九五二年八月の数字で示せば、次表の通りであつて、化学繊維工業、羊毛紡績業においても、女子の比率がやや上回っている。

各業界労働者の男女別構成

(1952年8月)

|        | 人数     |         | 男女別比率 |    |
|--------|--------|---------|-------|----|
|        | 男      | 女       | 男     | 女  |
| 絹紡績業   | 23,240 | 115,557 | 16    | 84 |
| 化学繊維工業 | 34,983 | 37,831  | 28    | 52 |
| 羊毛紡績業  | 12,626 | 36,090  | 25    | 75 |
| 麻紡績業   | 7,912  | 18,102  | 30    | 70 |

出所 それぞれ日本紡績協会 日本化学繊維協会 日本羊毛紡績協会

日本麻紡績協会 調査

## 六、年令別労働者

一九四九年個人別賃金調査によると、紡織業労働者の年令別構成は左表(一)の示すように二〇—二四才が二六、〇%で最も比重が高く、二九才以下が約八〇%を占めている。これを製造業全体の場合と比較してみると、製造業の場合も二〇—二四才の比重が最

も高く二二、六%を占めているが、二九才以下は約六〇%であつて紡織業の場合に比し、著しくその比重が落ちてゐる。

即ち、紡織業労働者の年令構成は、製造業の他部門に比して低年令層の比重が大きいことを示しているのである。

特に女子労働者の比重の高い製糸業、綿糸紡績業においては左表(二)に示すように、三〇才以下の構成比が夫々八七、四%、八六一%と殆んど大部分を占めており、全体として紡織業労働者の構成において、女子低年令労働者の比重が高いことを物語つてゐる。

(表1)

男女及び年齢別労働者数

| 年<br>令  | 製 造 業     |            | 紡 織 工 業 |            |         |            |         |            |
|---------|-----------|------------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|
|         |           |            | 計       |            | 男       |            | 女       |            |
|         | 労働者数      | 比 率        | 労働者数    | 比 率        | 労働者数    | 比 率        | 労働者数    | 比 率        |
| 総 数     | 2,531,906 | %<br>100.0 | 538,473 | %<br>100.0 | 144,473 | %<br>100.0 | 394,000 | %<br>100.0 |
| 17才～19才 | 292,718   | 12.0       | 146,994 | 17.3       | 13,413  | 9.2        | 133,581 | 23.9       |
| 18才～19才 | 285,705   | 11.3       | 103,909 | 19.3       | 12,541  | 8.7        | 91,368  | 23.2       |
| 20才～24才 | 571,429   | 22.6       | 131,740 | 24.5       | 27,665  | 19.2       | 104,075 | 26.4       |
| 25才～29才 | 351,773   | 13.9       | 46,603  | 8.7        | 19,918  | 13.8       | 26,685  | 6.8        |
| 30才～34才 | 298,694   | 11.8       | 28,174  | 5.2        | 16,250  | 11.3       | 11,924  | 3.0        |
| 35才～39才 | 264,488   | 10.5       | 25,748  | 4.8        | 15,534  | 10.8       | 10,214  | 2.6        |
| 40才～49才 | 323,663   | 12.8       | 36,921  | 6.9        | 25,763  | 17.8       | 11,158  | 2.8        |
| 50才～59才 | 111,723   | 4.4        | 14,485  | 2.7        | 10,518  | 7.3        | 3,967   | 1.0        |
| 60才～64才 | 15,498    | 0.6        | 2,570   | 0.5        | 1,884   | 1.3        | 686     | 0.2        |
| 65才以上   | 6,815     | 0.3        | 1,329   | 0.3        | 987     | 0.7        | 342     | 0.1        |

資料出所 労働統計調査部 「1949年個人別賃金調査」

23.9  
23.2  
26.4  
—  
73.5

(表2) 業種及び年令別労働者数

| 年<br>令 | 人絹・スフ  |        | 製 糸    |        | 綿 紡     |        | 絹及びスフ  |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
|        | 労働者数   | 比 率    | 労働者数   | 比 率    | 労働者数    | 比 率    | 労働者数   | 比 率    |
| 総 数    | 57,246 | 100.0% | 76,133 | 100.0% | 101,053 | 100.0% | 51,890 | 100.0% |
| 17~15  | 8,649  | 15.0   | 23,616 | 23.1   | 33,862  | 33.5   | 12,382 | 23.9   |
| 18~19  | 9,994  | 17.4   | 15,419 | 21.7   | 22,843  | 22.6   | 9,511  | 18.3   |
| 20~24  | 17,173 | 30.0   | 18,692 | 26.3   | 23,980  | 23.7   | 12,412 | 23.9   |
| 25~29  | 7,277  | 12.7   | 4,660  | 6.6    | 6,320   | 6.3    | 5,405  | 10.4   |
| 30~34  | 4,363  | 7.5    | 2,002  | 2.8    | 3,530   | 3.5    | 3,166  | 6.0    |
| 35~39  | 4,362  | 7.6    | 2,014  | 2.8    | 3,304   | 3.3    | 2,776  | 5.4    |
| 40~49  | 4,701  | 8.2    | 3,309  | 4.7    | 5,585   | 5.3    | 4,268  | 8.2    |
| 50~59  | 694    | 1.2    | 1,266  | 1.8    | 1,761   | 1.7    | 1,680  | 3.2    |
| 60~64  | 58     | 0.1    | 135    | 0.2    | 56      | 0.1    | 242    | 0.5    |
| 65以上   | 66     | 0.1    | 120    | 0.2    | 12      | 0.0    | 108    | 0.2    |

資料出所 労働省労働統計調査部「1949年個人別賃金調査」

## 七、勤続年数別労働者

一九四九年個人別賃金調査によれば、左表のように、紡織工業の労働者の勤続年数別構成は、一、二、三年が最も多く二五・四％を占め、一般に勤続年数の短い者が多い。

即ち五年以上勤続労働者は全体の二、九％に過ぎず、一年未満の者が二四・一％に達している。これを製造工業全体の場合と比較すれば、製造工業においては、三、四、五年が二、三、六％で最も比重が高く、五年以上の者も二六・四％に達している。

紡織工業労働者の勤続年数が短いのは、日本においては、一般に結婚すると退職する事情にあると共に、紡織工業女子従業者の多数は農村出身者であり、結婚は帰村してなされるので、右の事情が一段と適用されるためである。

勤続年数別労働者数及び構成比率

| 勤続年数     | 製造工業       |         | 紡織工業     |         |
|----------|------------|---------|----------|---------|
|          | 労働者数       | 比率 %    | 労働者数     | 比率 %    |
| 総数       | 2,531,906人 | 100.0 % | 538,473人 | 100.0 % |
| 6ヶ月未満    | 150,774    | 6.0     | 49,867   | 9.3     |
| 6ヶ月～1年未満 | 261,289    | 10.3    | 79,846   | 14.8    |
| 1年～2年    | 479,974    | 19.8    | 136,540  | 25.4    |
| 2年～3年    | 353,197    | 14.0    | 76,304   | 17.9    |
| 3年～5年    | 597,543    | 23.6    | 106,349  | 19.8    |
| 5年～10年   | 350,536    | 13.8    | 39,413   | 7.3     |
| 10年～15年  | 189,386    | 7.5     | 14,268   | 2.7     |
| 15年～20年  | 52,705     | 2.1     | 5,685    | 1.1     |
| 20年～30年  | 61,408     | 2.4     | 8,342    | 1.6     |
| 30年以上    | 15,094     | 0.6     | 1,859    | 0.4     |

# 第四章 賃 金

一、賃金水準及びその推移

(一) 綿 紡 績 業

(イ) 賃金水準

日本紡績協会と全織同盟綿紡部会との間の団体交渉により、一九五一年六月、中学新卒業者（一五才）初任給を三、二〇〇円より四、二七〇円に引上げる協定が成立し、その後各社毎に組合と交渉しを結果、十一月に賃金細目の協定が成立、平均約三五%の賃上げが実施された。

最近（一九五二年七月度）における綿紡績賃金が製造工業に占める地位を性別に示したのが次表であるが、綿紡績業男女平均賃金はこれも製造工業水準よりも高位にある。

業種別賃金比較（一九五二年七月度）

| 業 種 別  | 賃 金 月 額 (円) |       | 月 間 実 労 働 時 間 数 |       |
|--------|-------------|-------|-----------------|-------|
|        | 男           | 女     | 男               | 女     |
| 製 造 業  | 一四、六一五      | 五、九五六 | 一九八・〇           | 一八六・二 |
| 食料品製造業 | 一三、四二〇      | 五、二四〇 | 二〇九・一           | 一八九・二 |
| 煙草製造業  | 一三、四七九      | 八、八〇〇 | 一九八・三           | 一八九・〇 |
| 紡 織 業  | 一二、七八五      | 五、五四〇 | 二〇四・八           | 一八九・九 |

## 業 種 別

賃 金 月 額 (円)

女

月 間 実 務 初 時 間 数

男

女

衣服及び身廻品製造業

一、一〇七三

四、三四〇

二〇〇、四

一八八、七

木材及び木製品製造業

八、七五四

四、三〇七

二〇三、九

一八四、八

家具及び建具製造業

九、七七一

四、五五一

二〇〇、五

一八九、四

紙及び類似品製造業

一六、九二四

六、六二六

二〇五、五

一八八、八

印刷出版及び類似業

一四、四一七

七、三二〇

二一、六

一九四、一

化学工業

一四、七二二

六、九一三

一八二、一

一七四、一

石油及び石炭製品製造業

一六、三〇二

七、六〇六

一九六、六

一七七、九

ゴム製品製造業

一四、三一二

六、二八六

一九七、三

一七八、九

皮革及び皮革製品製造業

一一、九九二

五、七九四

一八五、九

一八五、六

ガラス及び土石製品製造業

一四、二三八

五、六九三

一九六、三

一八〇、四

第一次金属製造業

一六、五五五

八、三九六

一九二、一

一七六、四

金属製品製造業

一三、〇八六

六、二一七

二〇四、四

一八七、一

機械製造業

一三、六七八

六、七二九

二〇一、二

一八三、九

電気機械器具製造業

一六、一二一

七、二一〇

一九三、八

一七八、〇

輸送用機械器具製造業

一六、三九四

八、二八四

二〇〇、六

一八二、九

医療機械、理化機械、写真機、光学機械器具の時計製造業

一四、二三三

六、九八六

一九五、二

一八四、五

その他の製造業

一〇、八九五

四、九三二

一九四、八

一八〇、六

絹 糸 織 績 業

一六、三八〇

七、三九四

一九八、〇

一八六、一

備考(1)きまつて支給する給与額である。

(2) 本項における「綿紡績業」の賃金資料はすべて「日本紡績協会労務部」調査による戦前より存続する「紡績十社」のものであり、その全綿紡績会社は占める地位は、一九五二年一月現在、総生産可能錠数の七三%、総純綿糸生産量の七三%、総労働者数の七三%で、日本綿紡績業の代表的なものである。

#### (四) 名目賃金の推移

戦後毎年の年平均賃金の推移は左表の通りである。一九五二年七月―九月の一九四七年に対する平均賃金上昇率は、綿紡績業は一・二九倍で製造業の八七倍より高く、綿紡賃金の大幅な上昇を示している。また綿紡績業では女子は一・三二倍、男子は一・〇倍で、男子に比し女子の上昇率が僅かに高くなっている。尚綿紡績業の一九五二年七月―九月が一九五二年一月―六月よりも若干低くなっているのは、一九五二年一月―六月には賞与、一時金が相当含まれているが七月―九月には殆んどそれが含まれていないためで、月々支払われる賃金は七月―九月の方が多くなっている。

#### 名目賃金の推移

|       | 綿紡績業  |       | 製造業   |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | 男     | 女     | 男     | 女     |
|       | 平均    |       | 平均    |       |
| 一九四七年 | 一、六九二 | 六六六   | 八一五   | 一、五八〇 |
| 一九四八年 | 六、四七〇 | 二、六五九 | 三、三七七 | 四、三七九 |
| 一九四九年 | 八、七八五 | 三、七七八 | 四、七八四 | 七、五一六 |

## 綿紡績業

## 製造業

男

女

平均

男

女

平均

一九五〇年

一、二、二八〇

五、三六二

六、六九〇

一、一、一七一

四、七七八

九、一三三

一九五一年

一、六、三三三

七、二四九

八、八四九

一、四、四二〇

六、〇一五

一、一、七〇八

一九五二年

一月一六月

一、九、八七八

八、四四四

一〇、六〇四

一、五、三九二

六、四三八

一、二、四一

七月一九月

一、八、六六六

八、一四二

一〇、五三八

一、三、七六四

備考(1)綿紡績業は日本紡績協会調査

製造業は労働省「毎月勤労統計」(但し

一九五二年一月一九月は「毎月勤労統計」(地方調査)による。

(2)綿紡績業、製造業ともに賞与その他の臨時給与を含む現金給与総額である。

但し綿紡績業の一九四七―四九年のみは賞与を含まない。

(3)一九五〇年の製造の男及女は六、七、九月を除く九月月平均。

綿紡績業は男女とも製造業より高いが、平均が低いのはその労働者構成において

低年令者殊に女子の割合が遙に多いからである。

(イ)実質賃金の推移

実質賃金は戦後著しく低下したが、一般的には最近漸くほぼ戦前の水準にまで回

復した。

即ち表に示す如く、一九三四―三六年平均を一〇〇とすると、最近の一九五二

年一―六月は製造業では九九〇であり、綿紡績業では戦前を遙に上廻り一六五・三に

達した。

# 第十二表 戦前基準実賃金の推移

| 名目賃金指数 |     | 消費着  |  | 実賃金指数 |     |
|--------|-----|------|--|-------|-----|
| 綿紡績業   | 製造業 | 物価指数 |  | 綿紡績業  | 製造業 |

|    |           |     |     |       |       |
|----|-----------|-----|-----|-------|-------|
| 戦前 | 一九三四年—三六年 | 一・〇 | 一・〇 | 一・〇・〇 | 一・〇・〇 |
|----|-----------|-----|-----|-------|-------|

戦後

|                |       |       |       |       |       |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一九四七年          | 一     | 三一・二  | 九八・四  | 一     | 三一・七  |
| 一九四八年          | 一四二・五 | 八六・五  | 一七〇・五 | 八三・六  | 五〇・八  |
| 一九四九年          | 一九九・五 | 一四八・五 | 二一三・七 | 九三・三  | 六九・五  |
| 一九五〇年          | 二七三・八 | 一八〇・五 | 一九八・一 | 一三八・二 | 九一・一  |
| 一九五一年          | 三二六・五 | 二三一・四 | 二二九・八 | 一四二・一 | 一〇〇・七 |
| 一九五二年<br>一月—六月 | 四〇九・六 | 二四五・三 | 二四七・八 | 一六五・三 | 九九・〇  |
| 七月—九月          | 四〇〇・七 | 二七一・〇 |       |       |       |

備考(1)綿紡績業の名目賃金指数算定に用いた戦前基準賃金は大日本紡績聯合会調査

による職工一人一日当り賃金に工場振業日数を乗じたもの。一九四七年以降は日本紡績協会調査による工場労務者一人一ヶ月当り賃金で、戦前戦後ともに手当、歩増を含むが、賃手を含まない現金給与総額である。

(2)製造業の名目賃金指数算定に用いた戦前基準賃金は内閣統計局「毎月賃金調査」による工場労務者一人一日当り賃金に工場振業日数を乗じたもので、手当、歩

増、賞手を含むが、三ヶ月を超える期間毎に支払われるもの及び実物給与を含まない。戦後の賃金は7毎月勤労統計上の製造業労働者一人一ヶ月当り平均現金給与総額である。

(3) 消費着物価指数は経済安定本部作成の東京前戦前基準物価指数である。

(4) 実賃賃金指数は名目賃金指数を消費物価指数で除して得た指数である。

## (二) 化学繊維工業

### (1) 賃金水準

化学繊維工業における最近(一九五二年七月)における男女平均賃金は次表に示すように、人絹、スフ、スフ紡績とも製造工業水準よりも高位にある。

業種別賃金比較 (一九五二年七月)

| 業種別    | 賃金月額額  |       |
|--------|--------|-------|
|        | 男      | 女     |
| 製造業    | 一四、六一五 | 五、九五六 |
| 化学繊維工業 |        |       |
| 人絹     | 一五、三〇四 | 九、〇二八 |
| スフ     | 一六、七五七 | 九、八七一 |
| スフ紡    | 一七、一八三 | 八、二〇九 |

(四)

## 名目賃金の推移

戦後における化学繊維産業における平均賃金の上昇率も、綿紡績の場合と同様、製造業の平均を遙に上廻っている。

一九五二年度における賃金の推移は次表の通りであつて、左程の変化はみられない。これは一九五二年には賃金の改訂は行われていないし、又生産の増減にも見るべきものがなかつたので、時間外賃金にも変化はなく変動の傾向は殆んど見られない。

## 化学繊維工業における賃金推移 (1952年1月~8月)

| 年 度          | 業 種 別 | 男      | 女      | 平 均    |
|--------------|-------|--------|--------|--------|
| 昭和27年<br>1 月 | 人 絹   | 15,133 | 8,701  | 12,588 |
|              | ス 7   | 16,995 | 9,453  | 15,779 |
|              | ス 7 紡 | 16,302 | 7,657  | 9,439  |
| 2 月          | 人 絹   | 15,008 | 8,913  | 12,603 |
|              | ス 7   | 16,783 | 9,571  | 15,608 |
|              | ス 7 紡 | 16,654 | 8,135  | 9,794  |
| 3 月          | 人 絹   | 14,477 | 8,485  | 12,114 |
|              | ス 7   | 16,139 | 9,247  | 15,001 |
|              | ス 7 紡 | 16,190 | 7,959  | 9,580  |
| 4 月          | 人 絹   | 14,799 | 8,771  | 12,441 |
|              | ス 7   | 16,400 | 9,759  | 15,444 |
|              | ス 7 紡 | 16,481 | 7,836  | 9,603  |
| 5 月          | 人 絹   | 14,775 | 8,647  | 12,378 |
|              | ス 7   | 16,361 | 9,605  | 15,409 |
|              | ス 7 紡 | 16,343 | 7,663  | 9,437  |
| 6 月          | 人 絹   | 14,728 | 8,672  | 12,378 |
|              | ス 7   | 16,279 | 9,459  | 15,337 |
|              | ス 7 紡 | 16,643 | 7,936  | 9,719  |
| 7 月          | 人 絹   | 15,304 | 9,028  | 12,980 |
|              | ス 7   | 16,757 | 9,871  | 15,852 |
|              | ス 7 紡 | 17,189 | 8,209  | 10,069 |
| 8 月          | 人 絹   | 15,639 | 9,215  | 13,241 |
|              | ス 7   | 17,147 | 10,084 | 16,231 |
|              | ス 7 紡 | 17,149 | 8,860  | 10,034 |

(1)

# 実質賃金の推移

化学繊維工業に於ける戦後の実質賃金は物価と他産業の上昇の割合を遙に上廻つて居り、一九五二年一月一八月の平均は製造業で九九.〇であるが化学繊維に於いては一九六六であつて戦前の賃金を遙かに上廻つてゐる。

## 戦前基準実質賃金の推移

|    | 名目賃金指数           |       | 消費若   |       | 実質賃金指数 |       |
|----|------------------|-------|-------|-------|--------|-------|
|    | 化学繊維             | 製造業   | 物価指数  |       | 化学繊維   | 製造業   |
| 戦前 | 一九三六年            | 一・〇   | 一・〇   | 一・〇   | 一〇〇・〇  | 一〇〇・〇 |
| 戦後 | 一九四八年            | 二二一・三 | 八六・五  | 一七〇・五 | 一二九・七  | 五〇・八  |
|    | 一九四九年            | 二九九・四 | 一四八・五 | 二一三・七 | 一四〇・一  | 六九・五  |
|    | 一九五〇年            | 三三二・七 | 一八〇・五 | 一九八・四 | 一六二・七  | 九一・一  |
|    | 一九五一年            | 三九〇・八 | 二三一・四 | 二三〇・四 | 一六九・六  | 一〇〇・七 |
|    | 一九五二年<br>一月一八月平均 | 四六九・八 | 二四五・三 | 二四〇・三 | 一九六・六  | 九九・〇  |

備考(1)化学繊維工業の名目賃金指数に用いた戦前賃金は日本人絹聯合会調査による

工場従業員一人一ヶ月当り平均月収である。

一九四七年以降は日本化学繊維協会調査による工場従業員一人一ヶ月当り平

均月収で戦前戦後ともに額手当、歩増を含む現金給与総額である。

(2) 製造業の名目賃金指数算定に用いた戦前基準賃金は内閣統計局「毎月賃金調査」による、工場従業員一人一ヶ月当り平均月収で手当、歩増を含むが実物給与は含まない。戦後の賃金は「毎月勤労統計」の製造業労働者一人一ヶ月当り平均現金給与総額である。

(3) 消費着物価指数は経済安定本部作成の東京和戦前基準物価指数である。

(4) 実賃賃金指数は名目賃金指数を消費着物価指数で除して得た指数である。

### (三) 羊毛紡績業

#### (イ) 賃金水準——他産業との比較

日本羊毛紡績会と全絨同盟羊毛部会との間の団体交渉によつて、一九五一年八月、中学新卒業者（十五才）の初任給を従来の三三五〇円より四、三五〇円に引上げる協定が成立し、その後各社毎に組合と交渉の結果、年末には賃金細目の協定が出来上つて、その結果平均約三三％の賃上げが実施される事となった。

一九五二年七月度に於ける羊

羊毛紡績業の賃金水準 (1952年7月)

| 区分<br>性別 | 賃金水準   |       | 月収実効初時 |       |
|----------|--------|-------|--------|-------|
|          | 男      | 女     | 男      | 女     |
| 新卒       | 146.5  | 59.56 | 198.0  | 186.2 |
| 平均       | 16.872 | 7.68  | 199.2  | 194.2 |

毛紡績賃金が製造工業に占める地位を性別に示したのが下表であるが、羊毛紡績賃金は男女共に製造工業の中で上位に在ることが分る。

(口)

名目賃金の推移  
戦後平均賃金の推移は下表の通りである。一九五〇年十月の一九四七年に対する平均賃金の上昇率は、羊毛紡績業は一〇・七で製造工業の八・七倍より高く羊毛賃金の大巾な上昇を示している。また羊毛紡績では女子は一・四倍、男子は約十倍で男子に比較して女子の上昇率が高くなっている。

羊毛紡績では、男女ともにそれぞれ製造工業より高いが、平均が低いのは、その労働者の構成が低年令者が多く殊に女子の割合が他製造工業に於けるよりも著しく多いからである。

羊毛紡績業に於ける平均賃金の推移

| 年次          | 羊毛紡績業  |       |       | 製造工業           |               |                |
|-------------|--------|-------|-------|----------------|---------------|----------------|
|             | 男      | 女     | 平均    | 男              | 女             | 平均             |
| 1947年       | 1,720  | 631   | 903   | —              | —             | 1,580          |
| 1948        | 6,692  | 3,006 | 4,651 | —              | —             | 4,379          |
| 1949        | 9,396  | 3,555 | 5,426 | —              | —             | 7,516          |
| 1950        | 12,395 | 5,364 | 7,052 | 11,171         | 4,778         | 9,133          |
| 1951        | 13,409 | 5,597 | 7,691 | 14,420         | 6,015         | 11,708         |
| 1952年<br>9月 | 16,872 | 7,168 | 9,660 | 1~6月<br>15,392 | 1~6月<br>6,438 | 1~6月<br>12,411 |
|             |        |       |       | 7~9月<br>—      | —             | 13,764         |

(註) 1 製造工業は労働省毎勤労統計により、羊毛紡績業は日本羊毛紡績協会調の資料による。

2 製造工業は賃金その他臨時給与を含む現金給与総額であるが、羊毛紡績業はそれらに含まない。

OV

## 実質賃金の推移

実質賃金は戦後急激に低下したが、  
 概的には最近漸く戦前の水準まで  
 回復した。即ち下表に示す如く一九三四  
 ー一九三六年平均を一〇〇とする、  
 最近の一九五二年一月六月は製造業で  
 は九九となり、同じ戦前の水準に回復  
 した事を示している。羊毛紡績業では  
 即ちこれを上廻り

下廻している。

## 麻紡績業

(4)

各社に於ける賃金の改訂推移

従来麻紡績各社に於ける賃金改訂は

綿紡、羊毛部門等が過去に於て行けれ  
 未つた労資双方からなる集団交渉  
 の結果決定せられたのに反し常に企業  
 別交渉に依り自主的な改訂がなされて

来た。一九五二年八月下旬使用者団体

である日本麻紡績協会は全繊維同盟麻部

会より「初任給統一改訂」に関する集団

羊毛紡績業に於ける実質賃金の推移

| 年次                   | 名目賃金指数 |       | 消費消<br>物価指数 | 実質賃金指数 |       |
|----------------------|--------|-------|-------------|--------|-------|
|                      | 羊毛     | 製造業   |             | 羊毛     | 製造業   |
| 戦前 1934~6年平均         | 1.0    | 1.0   | 1.0         | 100    | 100   |
| 戦後 1947              |        | 31.2  | 98.4        |        | 31.7  |
| 1948                 |        | 86.5  | 170.5       |        | 50.8  |
| 1949                 |        | 148.5 | 213.7       |        | 69.5  |
| 1950                 |        | 180.5 | 198.1       |        | 91.1  |
| 1951                 |        | 231.4 | 229.8       |        | 100.7 |
| 1952 1~6月<br>(羊毛は9月) |        | 245.3 | 247.8       |        | 99    |

交渉要求の申入れを受けたが麻紡績は亜麻、苧麻、黄麻と夫々著しくその業態を異にし各社の労働条件、企業規模経営内容等に相当な隔がある理由でその要求は拒否されたものであるが労働組合の賃上要求は常に全織同盟の要求基準に基づき鉄維他業種の組合動向と密接な連繫を保ち概ね要求の時期、内容を同じくしている。

戦後に於ける麻紡績賃金改訂は当時急激なインフレーション時期であつた一九四八年九月を始めとして以来一年乃至は一五年毎に行われた会社別交渉に依り著しく向上した。

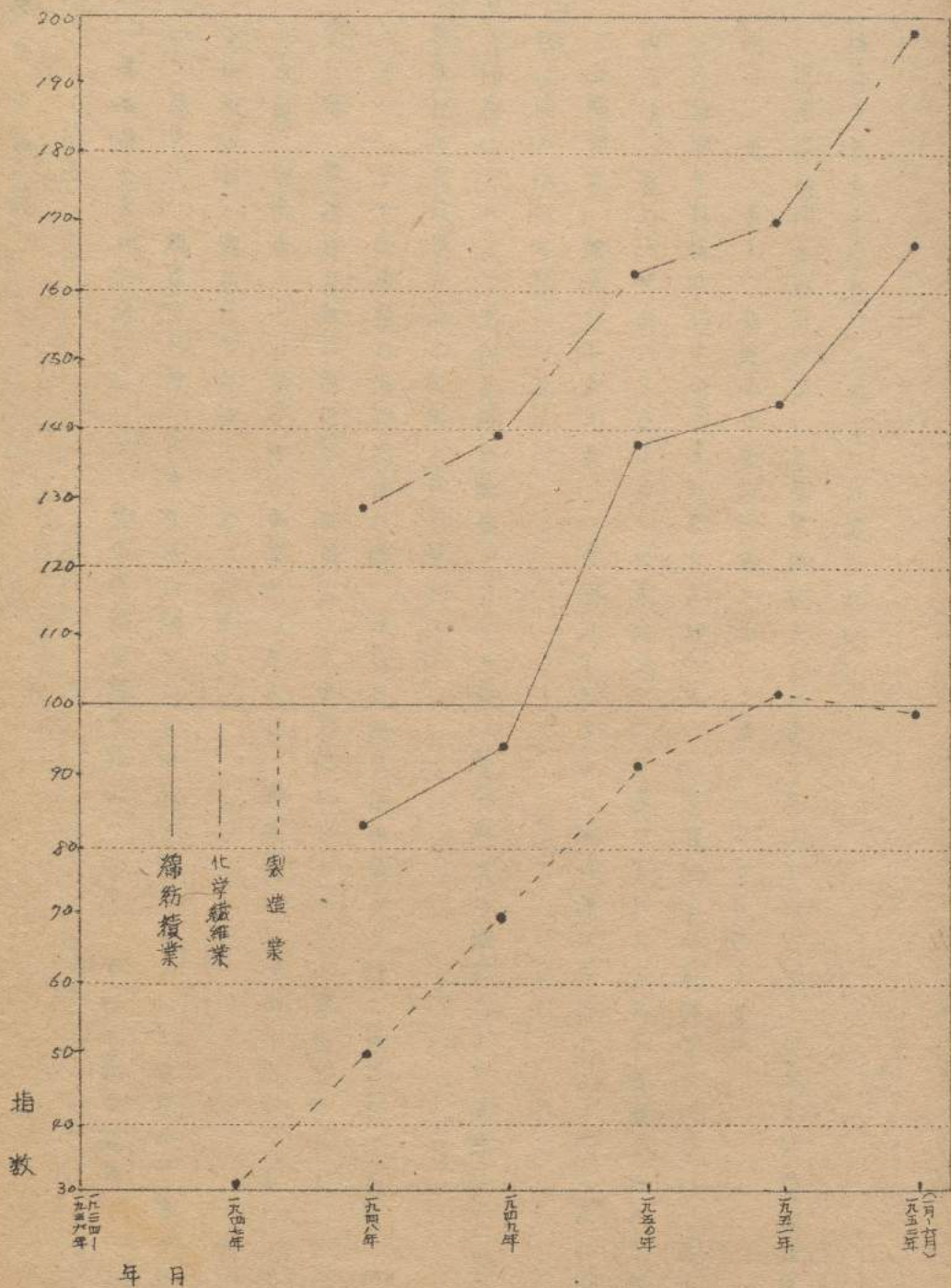
### 麻紡績平均賃金（現金給与の推移）

| 年 度   | 月 度    | 平 均 賃 金 |       |       | 備 考   |
|-------|--------|---------|-------|-------|-------|
|       |        | 男       | 女     | 平 均   |       |
| 一九四八年 | 四月～六月  |         |       | 二、七八一 |       |
|       | 七月～九月  |         |       | 三、一三二 |       |
|       | 十月～十二月 |         |       | 四、三四七 | 賃金改訂期 |
| 一九四九年 | 一月～三月  |         |       | 四、九五一 |       |
|       | 四月～六月  | 七、九三七   | 三、七八三 | 五、一八七 |       |
|       | 七月～九月  | 七、六六八   | 三、七四七 | 五、〇八三 |       |
|       | 十月～十二月 | 七、八四〇   | 三、七〇六 | 五、一五四 |       |
| 一九五〇年 | 一月～三月  | 七、九八二   | 三、八七八 | 五、二八五 |       |
|       | 四月～六月  | 八、九四三   | 三、九六八 | 五、五三三 | 賃金改訂期 |

註 資料出所 日本麻紡績協会統計に依る

| 年 度   | 月 度    | 平 均 賃 金 |       | 備 考   |
|-------|--------|---------|-------|-------|
|       |        | 男       | 女     |       |
| 一九五一年 | 十月・十一月 | 九、四九八   | 四、〇三四 |       |
|       | 一月・三月  | 九、八五七   | 四、二一〇 |       |
|       | 四月・六月  | 一、二、〇二一 | 五、三三三 | 賃金改訂期 |
|       | 七月・九月  | 一、二、二八二 | 五、二五九 |       |
|       | 十月・十二月 | 一、二、一三八 | 五、四六一 |       |
| 一九五二年 | 一月・三月  | 一、二、一九二 | 五、四三五 |       |
|       | 八月     | 一、二、五三二 | 五、五一七 |       |

綿紡績及び化学繊維における実質賃金の推移  
(1934 ~ 1936 = 100)



## 二、賃金の形態

←)

イ、基本給の支払形態について、労働省統計調査部「一九五一年給与構成調査」によつて見ると、取員が月給、労務者が日給という形態を採用している事業所が最も多く四四・〇%（製造業では三七・一%）である。

取員、労務者とも月給である事業所は五・五%（製造業では一五・七%）であり、取員月給、労務者月給日給の給与形態をとる事業所は二・五%（製造業では二・九%）であり、その他取員日給労務者日給、取員月給日給労務者日給、取員月給日給、労務者月給日給等の給与形態も若干見られる。

ロ、前述「一九五一年給与構成調査」によれば、賃金の支払制度として定額制と出来高払制が併用されている。

定額制は「時給によるもの」「日給によるもの」「月給によるもの」の三者に大別され、更に「月給によるもの」の場合は、「欠勤によつて給与の減額を伴うもの」と「減額を伴わないもの」に分けられるが、「欠勤による減額を伴わない」月給制が、最も多く、定額制中事業所数に於いて九二・一%を占めてゐる。

出来高払制を採用している事業所は二七・九%に及んでいるが、これを労働者の割合で見ると僅かに一四・三%に過ぎない。

産業（製造業、初級業、製糸業、紡績及び燃糸業、機物業、化学纖維製造業）及び  
本給の給与形態別労働者数同比率

| 項目      | 合 計      | 定額制      | 出<br>私<br>高<br>制 | 定 額 制    |                             |                             |                 |                 |        | その他 |
|---------|----------|----------|------------------|----------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|-----------------|--------|-----|
|         |          |          |                  | 計        | 時<br>給<br>に<br>よ<br>る<br>もの | 日<br>給<br>に<br>よ<br>る<br>もの | 月給によるもの         |                 |        |     |
|         |          |          |                  |          |                             |                             | A <sup>1)</sup> | B <sup>2)</sup> |        |     |
| (実 数)   |          |          |                  |          |                             |                             |                 |                 |        |     |
| 製 造 業   | 266,1709 | 250,1165 | 160,544          | 250,1165 | 130,676                     | 1,306,609                   | 528,214         | 525,329         | 10,337 |     |
| 初 級 業   | 575,783  | 493,278  | 225,05           | 493,278  | 20,795                      | 382,118                     | 624,02          | 25307           | 2656   |     |
| 製 糸 業   | 76,990   | 69,366   | 7624             | 69,366   | 3399                        | 54435                       | 8474            | 2980            | 74     |     |
| 紡績及び燃糸業 | 23,1028  | 188,367  | 42,661           | 188,367  | 4467                        | 15,2563                     | 17,857          | 13,248          | 232    |     |
| 機 物 業   | 173,868  | 115,106  | 28763            | 145,106  | 11,412                      | 109,971                     | 17,285          | 5819            | 611    |     |
| 化学纖維製造業 | 66,237   | 62,925   | 3312             | 62,925   | —                           | 51391                       | 8656            | 2878            | —      |     |
| (比 率)   |          |          |                  |          |                             |                             |                 |                 |        |     |
| 製 造 業   | 100,00   | 94,0     | 6,0              | 100,0    | 5,2                         | 52,3                        | 21,1            | 21,0            | 0,4    |     |
| 初 級 業   | 100,00   | 85,7     | 14,3             | 100,0    | 4,2                         | 77,5                        | 12,7            | 6,1             | 0,5    |     |
| 製 糸 業   | 100,00   | 90,1     | 9,9              | 100,0    | 4,9                         | 78,5                        | 12,2            | 4,3             | 0,1    |     |
| 紡績及び燃糸業 | 100,00   | 81,5     | 18,5             | 100,0    | 2,4                         | 81,0                        | 9,5             | 7,0             | 0,1    |     |
| 機 物 業   | 100,00   | 83,5     | 16,5             | 100,0    | 7,9                         | 75,8                        | 11,9            | 4,0             | 0,4    |     |
| 化学纖維製造業 | 100,00   | 100,0    | 5,0              | 100,0    | —                           | 81,7                        | 13,8            | 4,6             | —      |     |

(59)  
1) Aは又前による限額を伴うもの。2) Bは又前による限額を伴わないもの。  
資料出所：労働省労働統計調査部「昭和26年給与構成調査」

ハ、給与の構成率についてみると紡織業では基本給（雇務給、勤続給等を含む）が六七％で全体の約七割を占めており、次が奨励給の一方三％生活補助金（家族手当、地域手当、通勤手当等）の六七％超過勤務給（五一％不就業給二一％となつてゐる）超過勤務給の少いのは超過労働が少いためであつて、勿論時間外労働に対しては二五％以上それが深夜に及ぶ場合は五〇％以上の割増賃金が支払われている。

これを労務者、職員別にみると、紡織業において、基本給・生活補助給で夫々一二・五％、六〇％と職員の方が大巾にその構成比率が高いのに対して、奨励給では逆に労務者の方が一六・三％もその比率が高い。これは職員と労務者との労働の質の相違に起因するもので、職員は労働の質によつて規定される固定給与が多く、労務者は労働の能率に応じて支払われる能率給が多く採用されてゐるからである。

産業(製造業, 紡織業, 製糸業, 紡績及び燃糸業, 織物業)

化学纖維製造業) 労務及び給与種類別一人平均現金給与額比率

| 産業及び形態    | 合計    | 基本給  | 奨励給  | 生活補助給 | 超過勤務給 | 臨時作業給 | 不就業給 | その他給与 |
|-----------|-------|------|------|-------|-------|-------|------|-------|
| 製造業 計     | 100.0 | 62.7 | 16.5 | 8.8   | 10.4  | 0.1   | 1.5  | 0.0   |
| 労務者       | 100.0 | 59.4 | 19.0 | 8.2   | 11.4  | 0.0   | 2.0  | 0.0   |
| 取員        | 100.0 | 71.6 | 10.0 | 10.2  | 7.8   | 0.0   | 0.4  | 0.0   |
| 紡織業 計     | 100.0 | 69.7 | 16.3 | 6.7   | 5.2   | 0.0   | 2.1  | 0.0   |
| 労務者       | 100.0 | 66.7 | 20.2 | 5.3   | 5.2   | 0.0   | 2.6  | 0.0   |
| 取員        | 100.0 | 79.2 | 3.9  | 11.3  | 5.3   | 0.0   | 0.3  | 0.0   |
| 製糸業 計     | 100.0 | 61.0 | 24.0 | 10.0  | 3.3   | 0.1   | 1.6  | —     |
| 労務者       | 100.0 | 55.7 | 32.6 | 7.1   | 2.4   | 0.1   | 2.1  | —     |
| 取員        | 100.0 | 74.0 | 3.1  | 16.9  | 5.6   | —     | 0.4  | —     |
| 紡績及び燃糸業 計 | 100.0 | 71.4 | 15.0 | 6.2   | 4.9   | —     | 2.5  | —     |
| 労務者       | 100.0 | 68.9 | 18.2 | 5.2   | 4.7   | —     | 3.0  | —     |
| 取員        | 100.0 | 81.6 | 1.5  | 10.9  | 5.5   | —     | 0.5  | —     |
| 織物業 計     | 100.0 | 68.1 | 18.2 | 5.4   | 6.1   | —     | 2.2  | —     |
| 労務者       | 100.0 | 65.1 | 22.1 | 3.5   | 6.4   | —     | 2.9  | —     |
| 取員        | 100.0 | 77.4 | 6.3  | 11.3  | 4.9   | 0.0   | 0.1  | —     |
| 化学纖維製造業 計 | 100.0 | 77.6 | 3.0  | 8.7   | 8.8   | 0.0   | 1.8  | 0.1   |
| 労務者       | 100.0 | 76.2 | 3.6  | 8.7   | 9.2   | 0.0   | 2.2  | 0.1   |
| 取員        | 100.0 | 84.3 | —    | 8.3   | 7.2   | 0.0   | 0.1  | 0.1   |

資料出所： 労働省労務統計調査部「昭和26年給与構成調査」

(二)

賃金の形態についで、これを業界別に概説すれば、次の通りである。

(1) 絹紡績業

絹紡績業においては賃金は定額制と出来高制とが併用されている。

定額給は日給又は月給と手当とに分れ、賃金総額の六〇―八〇%を占める。日給又は月給は基本給(註1)、職務給(註2)、勤続給(註3)などの費目に分れ、手当は賃金総額の五―一〇%で、そのうちには家族手当(註4)、加給手当(註5)、通勤手当(註6)などが含まれる。超過労力が少いので、時間外手当は僅か二%程度に過ぎない。もちろん時間外労働に對しては二五%以上、それが深夜に及ぶ場合は五〇%以上の割増賃金が支払われている。

出来高払制によつて支払われる賃金は賃金総額中の二〇―四〇%を占め、個人の出来高によるものと、団体の出来高によるものと、兩者の併合によるものがある。現在では大部分の会社がこの制度を實施している。

(註1) 基本給は基準となる給与で、最も大きい比重を占める。さらにこれに、三の費目に分けてゐる会社もある。毎年定期的に見給する。

(註2) 職務給は賃金の一割(三〇%程度)として採用してゐる会社があり、職務に応じて決定される。

(註3) 勤続給は、勤続年数によつて支給され、勤続年数一年につき月額五〇円程度である。漸次廃止される傾向にある。

(註4) 家族手当は、戦時中に出来たもので、労働者の扶養する家族数に応じて

労働者に支給される生活補償給的賃金である。

(註5)

地域手当は、戦後の物価の著しい地域差に応じて設けられた手当であるが、物価の地域差の縮小とともにその比重は少くなっている。

(註6)

通勤手当は、戦後住宅難により遠距離通勤者が多くなつたので、通勤費を手当として支給するようになった。設けられた。

## (2)

### 化学繊維工業

化学繊維工業においては給与形態として次のものが実施されている。

なお、出末高払制は人絹、スフ、合成繊維では殆んど採用していないが、スフ結績では賃金総額中の10%より15%を占めて居り、その方法としては個人の出末高によるものと団体の出末高によるものと及両者の併合によるものがある。

従つて化学工業全般からみると、出末高賃金の賃金総額中に占める割合は約5%である。

一、基準賃金（本給、床番給又は能率給、家施給、地域給等）

二、基準外賃金（特殊作業手当、作業手当、深夜業手当、時間外手当、交替勤務手当、住宅手当、通勤手当その他）

## (3)

### 羊毛紡績業

羊毛紡績業に於ては賃金は殆んどすべてが定額制となつて居り、毎月きまつて支給される。出末高払制は採用されていない。

賃金は月給又は日給と手当とに分れる。日給又は月給は大体次の様に分類される。

基本給——給与の基準となるもので、賃金の大半を占める。

取務給——取務に応じて決定される。

勤続給——勤続年数によつて支給される。

その他 家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当などの手当があるが、之等は、戦時中から戦後にかけて急激に稍々大巾な部分を賃金の中に占めることとなつたが、一般の経済情勢の安定に伴ひ逐次減少しつゝあり、将来は殆んどなくなるものと予想される。

その他 超過勤務については労務基準法に定められた割増賃金が支払われることは勿論であるが、特殊な作業等についての種々な手当がある。

### 三、賞 与

(一) 繊維産業においても、他産業におけると同様、毎年六月及び十二月にその時の企業の状態に応じて賞与が支給されてゐる。

労務省統計調査部「毎月勤労統計調査」によつて、賞与の支給状況をみると、繊維業において賞与を支給した事業所の割合は、一九五一年六月、七月の合計二八・九%、一九五一年十二月二七・五%、一九五二年六、七月二四%と一九五一年下半期からの不況を反映して、順次減少を示してゐる。

(二) 賞与の支給状況を各業界別に概観すれば次の通りである。

#### (1) 絹紡績業

通常年二国六月及び十二月に、会社は業績に応じて従業員に対し毎月支払う賃金

とは別に賞与を支給している。支給金額はその都度一定しなけが、各社平均で一九五一年上期は賞金支払総額の約〇・八ヶ月分、下期は〇・七ヶ月分、一九五二年上期は業績悪化にもかかわりず概ね〇・六五ヶ月分にそれぞれ相当する金額が賞与として支給された。

## (2) 化学繊維工業

日本化学繊維協会今下企業最速の賞与の支給状況を示例的に見れば下表の通りである。

## (3) 羊毛紡織業

通常年二回六月及び十二月に、毎月支払う賃

金とは別に、会社は業績に応じて従業員に付して賞与金を支給している。支給の金額はその都度異り一定してはいないが、各社を平均して、一九五二年六月には賞金支払総額の約〇・八ヶ月分、同年十二月には約一・二ヶ月分が支給された。

## 四 保障賃金

日本においては一九四六年以降、労働基準法その他の労働法が設定せられ、男女同一賃金の原則の確立、女子及青少年の深夜労働の禁止、並びに長時間労働の制限等が行われた結果、繊維産業における女子青少年者について、従前非難の的であつた低賃金、長時間の労働も課せられることはなくなつたのであるが、賃金保障の問題については、

| 会社名 | 1951年下期    |            | 1952年上期 |            |
|-----|------------|------------|---------|------------|
|     | 特別賞与       | 普通賞与       | 特別賞与    | 普通賞与       |
| A 社 | 万円<br>8200 | 万円<br>6000 | 万円<br>— | 万円<br>8500 |
| B 〃 | 9000       | 9000       | —       | 9600       |
| C 〃 | 5500       | 4000       | —       | 4170       |
| D 〃 | 8780       | 7220       | 3000    | 6000       |
| E 〃 | 1299       | 2835       | —       | 1810       |
| F 〃 | 1800       | 2500       | —       | 2500       |
| G 〃 | 4900       | 5800       | —       | 5275       |

概ね次のような制度が行われている。

(1) 纖維製品は国内需要に對するものと輸出に對するものと略々同量であり、又綿羊毛等の原料は専ら国外に之を仰ぎ又國際市場の影響もあり、貿易事情に強く影響され、雇用関係にも恒常的な安定を期し難いのが実情である。これらの経営上の理由で労働者が仕事を与えられなかつた期間については、労働基準法第二十六條は使用者に對し、その期間については労働者に少くとも本人の平均賃金の百分の六十に相当する賃金を支払うべきことを、罰則をもつて命じている。

(2) 又使用者が労働者を解雇しようとする場合には、労働基準法第二十條の規定によつて、使用者は少くとも三十日前に予告をしなければならず、若し予告をしない場合には予告に代るものとして、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならないものとされてゐるから、労働者は少くとも三十日間はその雇用を保障せられ若しくは雇用に代るべき賃金を保障せられることになりてゐる。

(3) なお日本においては強制的な失業保険、厚生年金保険制度の外に、任意的な退職金の制度が特に大企業の間に発達し、労働者が解雇され、若しくは自然的に退職した場合には、その労働者の勤続年数等に依じて予め定められた一定額の退職金が使用者によつて支払われ、労働者の離職後の生活安定に相当な貢献をしてゐる。

(4) 更に又纖維産業においては賃金が出来高払制その他の請負制によつて支払われる場合か他産業よりも多いが、労働基準法第二十七條は、出来高払制その他の請負制で使用する労働者については、労働時間に依じて一定額の賃金を保障すべきことを使用者

## 五、退 取 金

に命じているから、労働者がその責に帰すべからざる事由によつて生産の減退を来した場合には、通常の賃金額の一定割合は保障されることになつてゐる。なお、繊維産業の場合には、労働協約によつて最低額賃金の保障を定めてゐる場合が多く、例えば、全織同盟綿糸商會と日本紡績協會との協定によつて、この協定に参加した各社十五才未経験工の初任給は四二七〇円ときめられてゐる。この十五才未経験者の初任給はその会社の最低賃金に相当するものである。

(一)

### (1) 退取金制度の普及状況

我が国においては労働者が一定の年数勤続した後、退取する場合、それまでの勤務先が民間企業体であらうと、官庁であらうと或はその中間的な公企業体であらうと、それらには關係なく、退取金が支給されている。労働者の退取を條件に使用者が一定の規準に従つて支給するものであつて、諸外国においては希にしか見られぬものである。繊維産業においても全く全し実情にあり、特に戦前は紡績女工の退取に際しては嫁入道具を支給したとも云われ、退取金制度は大部分の工場、事務所、に普及してゐる。

### (2) 退取金額決定の要因

他の産業と同様、繊維産業の退取金額も諸種の原因に依つて差異を生じてゐる。即ち、退取金制度は各企業の間で自然に即ち法的規制によらず発達した制度であ

るため企業が異なる場合労使の力関係、労使の本制度に対する考え方、本制度の性格や性格、企業の支払能力以外に退職金の形態に眼をつけてみても、(1) 退職事由、(2) 勤続年数、(3) 退職金算定の基礎となる賃金、(4) 身分によつて差がついている。

(a) 先づ退職事由としては、(1) 会社都合、(2) 己むを得ざる都合、(3) 自己都合、(4) 不都合な行為に大別出来る。

前記四つの事由の四に金額へ支給率へに差異を設け、一樣ではない

(b) 勤続年数について云へば我が国の退職金額規定は退職までの勤続年数に無関係にその支給率を規定しているのは皆無で、勤続年数と支給率との間には概ね二ツの関係がある。即ち一律増の型と、他の一ツは遞増型である。

(c) 退職金算定の基礎賃金としては、退職時における賃金総額、基本給、それ以外の三つに分類出来るが、他の一般産業と同様、繊維産業においても基本給を基礎とする場合が最も多い。

(d) 以上退職金決定要素として三つのものを掲げたが、尚その他のに身分なる要素がある。

即ち、退職金額へ支給率へが労務者職員に區別し労務者の場合は同一勤続年数勤務していても支給率を職員と差をつけるものである。戦後労務組合の結成により、他の一般産業と同様、繊維産業においてもかかる身分は消滅した。

退職金の支給状況を各業界別に見れば次の通りである。

## (二)

### (1) 綿紡績業

日本の主要な会社では、労働者に退職金を支給している。綿紡績業では一般に退職金は労働者の勤続年数、退職の理由、会社に対する貢献の度合などによつて定められた率、及び退職時の賃金によつて算定される。

主な会社の現在の退職金を平均すると勤続年数五年で退職時の賃金の約一・五ヶ月分、一〇年で約四・五ヶ月分、二〇年で約一六ヶ月分、三〇年で約三三ヶ月分の金額が支給される。もちろん会社の都合によつて退職させる場合はこれ以上に相当額が加算される。また女子労働者が結婚のために退職する場合、お祝の意味で増額する会社もある。

綿紡績業では退職金の最高は現在二〇〇万円を超え、特に功労のあつた者に対してはさらに増額されるのが普通である。

## (2)

## 化学纖維工業

一般に退職金は従業員の勤続年数、退職の理由、会社に対する貢献度に基づいて労働協約によつて定められている代表的な退職金支給の一例をとると退職時の本給を基準にして、左の如くである。

五年——五ヶ月      十年——十二・五ヶ月      二十年——三〇ヶ月      三十年——五〇ヶ月

この例によると最高は二五〇万が支給されて居り功労加算については約三割程度が増額されている。

会社都合による退職の場合、更に相当額が加算される。

## (3)

## 羊毛紡績業

退職金は、勤続年数、退職理由、会社に対する奉仕の度合、勤務成績等により定

められた事と、退職時における賃金によつて算定される。

主たる会社に於ける退職金を例示すると、退職時に於ける賃金に付して、十年勤続者で十ヶ月分、二十年勤続者で二十五ヶ月分、三十年勤続者で五〇ヶ月分が支給される。又、会社の都合による退職は更に有利な条件となるし、女子が結婚のために退職する場合に特別の規定によつて優遇するのが普通である。

現行規定によると、羊毛紡績の退職金は三〇年勤続者で最低七〇数万円を標準としている。

## 六、最低賃金

昭和二十五年十一月、労働基準法に基き最低賃金制を審議するために設置された中央賃金審議会は、一九五一年九月、わが国における最低賃金制は、①全労働者を対象とするものと、②賃金水準が比較的低位な業種を対象とするものとの二本建とするが、差し当り後者について検討を行うとの基本方針を決定した。その後、低賃金産業に関する諸種調査を実施、審議を重ねたが、一九五二年四月、四業種即ち家具建具製造業等、手漉和紙製造業並びに繊維関係として絹人絹織物製造業、玉糸産線生糸製造業に専門審議会を設置することを議決し、同年十月これを設置した。爾後、各専門審議会は当該業種に関する既存の調査資料の検討、主要生産地の実態視察等を実施、専ら当該業種の実態の把握に努め、専門的、具体的にこれらの業種に対する最低賃金制の実施について検討を行っている。

又上は、立法措置としての最低賃金制度の進展の状況であるが、この他繊維産業において労務協約において最低額賃金の保障が行われていることは、労働賃金の項において述べた通りである。

## 第五章　その他の労働條件

### 一　労働時間

(1) 我が国の繊維産業に対しては、労働基準法が労働時間の限度として一日八時間且つ一週四十八時間の原則を保障し、就業規則に特定の定めのある場合に限り、この例外を認め、四週四十八時間を平均して一週四十八時間の労働時間が四十八時間を超えない場合においては、特定の日に於いて八時間又は特定の週に於いて四十八時間を超えて労働することゝを許容している。（基準法第三十二条）

繊維産業においては、右の一日八時間且つ一週四十八時間の基準の上に、業態に即応した労働時間を定めてゐるが、その多くのものは、午前五時より午後一時四十五分、午後一時四十五分より午後十時三十分までの（この場合には午後十時から午前五時までの深夜業の禁止は、午後十時三十分までの例外が認められる）実働八時間二交替制によつてゐる。

(2) 紡織業の実働時間を統計的にみると、一九五一年平均では、一九一六時間で製造業の一九二、九時間に対して一、三時間少くなつてゐる。

一九五二年九月においては、紡織業二〇〇、九時間、製造業二〇一、〇時間と紡織業の方が、一時間少くなっているが、傾向的にみれば、本年に入ってから依然紡織業の実労働時間は製造業のそれよりも幾分下廻っていることがみられる。

(3) 紡織業以外では、一九五一年平均で、玄巾綿及びスフ織物業は一九三、四時間、綿

及びスフ紡績業は一八九、五時間、化学繊維製造業は一八七、三時間、製糸業は一八九時間となつていて、織物業係が比較的多く、製糸、化学繊維部所が少くなつてゐる。

## 二 休 日

繊維産業に対し労働基準法は週休制の原則を保障し、特殊の場合に四週四日の休日を許容している（基準法第三十五条）多くの事業場においては、この最低基準の外に、九日の国民の祝日、メーデー、会社創立記念日、盆、暮等、に休日をつけてゐる。

## 三 休 暇

繊維産業に對して、労働基準法は、継続一年勤務の労働者に全労働日の八割出勤を条件として六労働日を、更に継続勤務年数に比例して増加日数の年次有給休暇（基準法第

第 1 表 産 業 別 1 人 / 1 ヶ月間総実労働時間及び出勤日数

| 年 月   | 農 業     |      | 紡 織     |      | 製 鉄     |      | 煉 炭     |      | 化学工業    |      |
|-------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|------|
|       | 調査労働時間数 | 出勤日数 | 調査労働時間数 | 出勤日数 | 調査労働時間数 | 出勤日数 | 調査労働時間数 | 出勤日数 | 調査労働時間数 | 出勤日数 |
| 1951年 | 182.9   | 236  | 191.6   | 234  | 184.9   | 230  | 189.5   | 235  | 193.4   | 232  |
| 1951年 |         |      |         |      |         |      |         |      |         |      |
| 10月   | 187.9   | 231  | 185.7   | 226  | 191.5   | 237  | 178.9   | 223  | 186.4   | 224  |
| 11月   | 192.7   | 235  | 193.1   | 236  | 192.8   | 245  | 186.1   | 234  | 194.2   | 235  |
| 12月   | 197.4   | 239  | 197.7   | 240  | 196.5   | 243  | 194.5   | 240  | 198.5   | 239  |
| 1952年 |         |      |         |      |         |      |         |      |         |      |
| 1月    | 175.8   | 216  | 172.3   | 207  | 145.6   | 181  | 172.6   | 213  | 179.8   | 218  |
| 2     | 197.4   | 239  | 197.7   | 240  | 168.0   | 209  | 171.6   | 238  | 200.6   | 241  |
| 3     | 191.5   | 234  | 190.0   | 231  | 191.3   | 237  | 182.2   | 227  | 192.3   | 233  |
| 4     | 195.2   | 239  | 193.2   | 235  | 187.5   | 233  | 176.8   | 220  | 195.4   | 237  |
| 5     | 186.1   | 227  | 183.3   | 223  | 176.5   | 220  | 166.7   | 208  | 188.1   | 228  |
| 6     | 198.6   | 243  | 195.8   | 237  | 181.2   | 223  | 186.5   | 232  | 196.0   | 239  |
| 7     | 193.    | 237  | 193.3   | 234  | 195.8   | 240  | 185.0   | 230  | 193.2   | 235  |
| 8     | 197.7   | 242  | 196.6   | 238  | 196.6   | 242  | 190.6   | 236  | 196.5   | 238  |
| 9     | 201.0   | 245  | 200.9   | 242  | 199.0   | 244  | 194.6   | 242  | 197.1   | 240  |

資料出所 毎月勤労統計調査

1951年平均 1951年10月～12月分は一部産業分類が一致してない。  
い。すなわち綿及びビニール紡績業は紡績及び燃料業、ゴム綿及びビニール織物業は織物業の数字による。

自治省労働統計調査部

三十九条)を最低限として保障している。

労働基準法は年次有給休暇の外に通算十二回の産前産後の休暇(基準法第六十五条)必要に応じ生理休暇(基準法第六十七条)生児の哺育に必要な育児時間(基準法第六十六条)等を保障している。

多くの繊維産業はこれらの最低基準の外に、業態に応じ、最低基準を上回る年次有給休暇、慶弔休暇、非常災害休暇等労働者の必要を勘案して規定している。

#### 四、作業環境(労働衛生関係)

繊維産業における労働者の疾病の減少してきたことは、作業環境の改善に貢うところが大い。特に労働基準法並びにこれに基づく労働安全衛生規則には、気積、換気、採光、照明、気温、湿度及びガス、粉じんの除去について、詳細な規定が設けられるため、本法施行以後は、作業環境の改善も著しく進み、現在では、各種産業中、作業環境の最も良好なる産業の一つになっている。

このことは、毎年、労働衛生調査に際して行われる、労働衛生上優秀なる事業場に対する労働大臣表彰において、繊維関係の事業場が、圧倒的に多いことによっても推察す

ることができよう。併しながらこれは作業環境が満足すべき状態にあることを意味するわけではなく、紡績業における精紡工程において、比較的高温、高温なこと、或は、織機の騒音等に若干懸点があると考えられるが、これらは、作業工程とも密接な関係があるので、簡単には解決出来ない問題である。

化学繊維（人絹、スパン）産業において最も問題になるのは、二硫化炭素が入であるが、各工場とも紡糸機のカバーの設置、排気装置が完備しているので、ガス濃度は著しく低い。

## 五 福利施設

福利施設に関する資料としては最近のものがないので、一応労働者が昭和二十四年十一月三十日現在において調査した企業の直営する福利施設状況によつてみると、表のよう、紡績業における福利施設一般の設置率はきわめて高く、とくに五〇〇人以上の労働者を使用する事業所では、福利施設をもたぬ事業所は全くないという事実が注目される。

そのうちでも住居施設の設置率は他のいずれの施設よりも一段と高く、福利施設をも

つ事業所の殆んど八〇%以上が何等かの意味における住居施設をもつてゐる。

そしてそれに続いては診療、衛生、保育施設および宗教施設が高い。教育、娯楽、体育施設も他の産業にくらべれば、相当高率を示してゐる。職種産業における福利施設中特に宗教施設が完備してゐるのは、この産業における福利施設が他の産業のそれと比較し、多分に現物給与的な性格を有してゐることを示すものであるといえる。

## 紡織業規模別福利施設の有無別事業所数

| 規模及び福利施設の有無       |              | 実 数   | 割 合 |
|-------------------|--------------|-------|-----|
| 合 計               | 計            | 3,820 | 100 |
|                   | 福利施設をもえぬ事業所数 | 1,019 | 27  |
|                   | 福利施設をもつ事業所数  | 2,801 | 73  |
| 30人<br>～<br>49人   | 全 上          | 1,578 | 100 |
|                   |              | 679   | 43  |
|                   |              | 899   | 57  |
| 50人<br>～<br>99人   | 全 上          | 1,216 | 100 |
|                   |              | 288   | 24  |
|                   |              | 928   | 76  |
| 100人<br>～<br>199人 | 全 上          | 514   | 100 |
|                   |              | 47    | 9   |
|                   |              | 467   | 91  |
| 200人<br>～<br>449人 | 全 上          | 348   | 100 |
|                   |              | 5     | 1   |
|                   |              | 343   | 99  |
| 500人<br>～<br>999人 | 全 上          | 86    | 100 |
|                   |              | 0     | 0   |
|                   |              | 86    | 100 |
| 1,000人<br>以 上     | 全 上          | 78    | 100 |
|                   |              | 0     | 0   |
|                   |              | 78    | 100 |

## 紡織業規模別福利施設の種別事業所数

| 規模及び福利施設の種別       |                 | 実数割合  |     |
|-------------------|-----------------|-------|-----|
| 合 計               | 総 数 計           | 2,801 | 100 |
|                   | 住居施設をもつ事業所数     | 2,323 | 83  |
|                   | 沐浴施設をもつ事業所数     | 1,846 | 66  |
|                   | 診療衛生保育施設をもつ事業所数 | 2,062 | 74  |
|                   | 教育娯楽体育施設をもつ事業所数 | 1,638 | 58  |
| 30人<br>～<br>49人   | 全 上             | 899   | 100 |
|                   |                 | 689   | 77  |
|                   |                 | 480   | 53  |
|                   |                 | 570   | 63  |
|                   |                 | 350   | 39  |
| 50人<br>～<br>99人   | 全 上             | 928   | 100 |
|                   |                 | 723   | 78  |
|                   |                 | 538   | 58  |
|                   |                 | 602   | 65  |
|                   |                 | 474   | 51  |
| 100人<br>～<br>199人 | 全 上             | 467   | 100 |
|                   |                 | 420   | 90  |
|                   |                 | 345   | 74  |
|                   |                 | 402   | 86  |
|                   |                 | 341   | 73  |
| 200人<br>～<br>499人 | 全 上             | 343   | 100 |
|                   |                 | 327   | 95  |

|        |   |     |     |
|--------|---|-----|-----|
|        |   | 322 | 94  |
|        |   | 324 | 94  |
|        |   | 311 | 91  |
| 500人   |   | 86  | 100 |
| ～      | 全 | 86  | 100 |
|        | 上 | 83  | 97  |
| 999人   |   | 86  | 100 |
|        |   | 85  | 99  |
| 1,000人 |   | 78  | 100 |
|        |   | 78  | 100 |
| 以上     | 全 | 78  | 100 |
|        | 上 | 78  | 100 |
|        |   | 77  | 100 |

1) 各施設事業所数の合計が総数と一致しないのは重複  
事業所があるからである。



一九四八年に労働基準法が施行されてからは、適正なる健康管理の実施、作業環境の改善等が行われ、繊維産業自身の保身のために長い間、取ってきた、労働者健康保護策と相俟つて、結核及びその他の労働者の疾病発生は、他種産業に比して著しく減少するに至った。(別表参照)

化学繊維(人絹、スフ)産業については、この産業の初期(昭和初期)に使用者の二硫化炭素中毒に対する十分な知識の欠陥のために中毒患者が発生し、作業能率が著しく下つたので、むしろ使用者側から問題を重視し、作業環境の改善に着手した。

その結果重症者は少くなり、更に労働基準法施行以後は、施設の改善が一層進み、人絹スフ工業において、二硫化炭素中毒は殆んど見られなくなりになった。

なお、健康保険法は労働者の疾病の場合の医療給付と疾病手当を規定し、労働者の疾病にかゝつた場合、相当高度の保護を与えることを確保している。

附表

## 定期健康診斷結果

|       |      |      | 纖維產業    |         |         | 全產業       |           |           |
|-------|------|------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
|       |      |      | 男       | 女       | 計       | 男         | 女         | 計         |
| 一九四九年 | 受檢者數 |      | 122,860 | 324,835 | 447,695 | 2,789,819 | 808,359   | 3,578,178 |
|       | 結核   | 要療養者 | 1,160   | 2,069   | 3,229   | 46,219    | 8,324     | 54,543    |
|       |      | 要注意者 | 2,588   | 5,567   | 8,155   | 78,767    | 20,117    | 98,884    |
|       |      | 計    | 3,748   | 7,636   | 11,384  | 124,986   | 28,441    | 153,427   |
|       | 罹患率  |      | 3.1     | 2.3     | 2.5     | 4.4       | 3.5       | 4.2       |
| 一九五〇年 | 受檢者數 |      | 110,819 | 349,452 | 460,271 | 2,987,279 | 799,929   | 3,787,208 |
|       | 結核   | 要療養者 | 2,368   | 6,269   | 8,635   | 68,709    | 16,761    | 85,470    |
|       |      | 要注意者 | 2,407   | 6,044   | 8,451   | 90,487    | 18,635    | 109,122   |
|       |      | 計    | 4,775   | 12,311  | 17,086  | 159,196   | 35,396    | 194,592   |
|       | 罹患率  |      | 4.3     | 3.5     | 3.7     | 5.3       | 4.4       | 5.1       |
| 一九五二年 | 受檢者數 |      | 146,264 | 511,688 | 657,952 | 3,299,917 | 1,045,741 | 4,345,658 |
|       | 結核   | 要療養者 | 1,828   | 2,712   | 4,540   | 40,273    | 9,407     | 49,750    |
|       |      | 要注意者 | 3,815   | 10,096  | 13,909  | 99,453    | 24,492    | 123,945   |
|       |      | 計    | 5,141   | 12,808  | 17,947  | 139,726   | 33,969    | 173,695   |
|       | 罹患率  |      | 3.5     | 2.5     | 2.7     | 4.2       | 3.2       | 4.0       |

## 七、織維産業の安全

## (一) 傷害発生状況の概要

## 1. 織維産業における傷害率

我が国の織維産業における安全は、次の労働災害の発生状況に示す如く逐年良好な成績を挙げつゝある。

| 業種別     | 傷害率   |       | 一九五〇年に<br>対する一九五一<br>年の度数率の<br>比率 | 一九五一年の<br>強度率 |
|---------|-------|-------|-----------------------------------|---------------|
|         | 度数    | 率     |                                   |               |
| 綿、スフ紡績業 | 一〇、一四 | 八、一八  | 八〇、五%                             | 〇、八八          |
| 蚕糸業     | 七、六五  | 六、一八  | 八一、〇%                             | 〇、二四          |
| 毛紡績業    | 一二、九六 | 八、七〇  | 六七、〇%                             | 〇、五九          |
| 麻紡績業    | 二二、七四 | 一四、〇五 | 六三、五%                             | 〇、六〇          |
| 化学繊維製造業 | 三一、三四 | 二二、六五 | 七三、〇%                             | 一、七三          |

左記の通り織維産業の各業種における度数率は、一九五一年においては、前年に比して最大三八%から最小一九%の間にずれも着実なる減少をみせている。

なお、右の表における傷害率は、才六回国際労働統計家会議において一九四八年

八月八日採択された産業傷害率に因する決議この度数率並びに73の強度率を使用している。

労働損失日数

| 障害等級 | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6    | 7    | 8    | 9    | 10  | 11  | 12  | 13  | 14 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|----|
| 損失日数 | 2500 | 2500 | 2500 | 5500 | 4000 | 3000 | 2200 | 1500 | 1000 | 600 | 400 | 200 | 100 | 50 |

## 2. 職維産業における無傷害記録時間

労働省労働基準局においては、長時間の無傷害記録を樹立したものについて記録賞を授与しているが、一九五二年一月一日以降同年末迄の間に於いて労働省労働基準局長より記録賞を授与されたものは、全国全産業で七十五工場あるがそのうち職維産業に属するものは後述の如く十七工場にのぼっている。

なお、この無傷害記録時間は、各産業について異った標準値を定めているが、その値は各産業における傷害度数率を考へ併せて公正に定めたものであり、製絲業、綿、スプ紡績業、毛紡績業、絹紡績業、織物業は二〇〇万時間、麻紡績業は一五〇万時間、化学繊維製造業は一〇〇万時間を夫々標準としている。

註

$$\left( \frac{1,000,000}{\text{FREQUENCY RATE}} \times 20 \text{ HOURS} \right)$$

a. 一〇〇万時間以上に達したもの

b. 化学纖維製造工場 二  
二〇〇万時間以上に達したもの

製糸工場 二

綿スフ紡績工場 五

毛紡績工場 一

化学纖維製造工場 一

織物工場 一

c. 三〇〇万時間以上に達したもの

製糸工場 二

綿スフ紡績工場 二

化学纖維製造工場 一

### 3. 労働大臣による表彰事業場

我が国においては、毎年七月一日より七日間全国安全週間を開催しているが（一九二七年より開始された）この機会に平素の安全成績が優れた事業場を労働大臣より表彰しているが、繊維産業の安全成績は、業種の平均水準が非常に高いので成績が優秀であつても表彰の範囲に入ることとは非常に困難である。その成績の概要を示すと次のようである。

#### a. 一九五一年の成績

A級大臣賞は、全国全産業で十事業場表彰されたが、そのうち繊維産業からは

四業種からそれぞれ一つ合計四工場が選ばれたがその傷害率は次の通りである。

| 製糸業     | 度数率  | 強度率  |
|---------|------|------|
| 毛紡績業    | 〇    | 〇    |
| 綿糸紡績業   | 二・五七 | 〇・〇一 |
| 化学繊維製造業 | 二・一五 | 〇・〇二 |
| 化学繊維製造業 | 七・〇一 | 〇・一九 |

B級大臣賞は、全国全産業で六十一事業場表彰されたが、そのうち繊維産業は十三事業場含まれている。

b. 一九五二年の成績

A級大臣賞は、全国全産業で二十事業場表彰されたがそのうち繊維産業からは二業種合計三工場が選ばれ、その傷害率は次の通りである。

| 綿糸紡績業   | 度数率  | 強度率  |
|---------|------|------|
| 化学繊維製造業 | 一・九八 | 〇・〇八 |
| 化学繊維製造業 | 一・一ニ | 〇・一〇 |
| 全右      | 九・一五 | 〇・〇九 |

B級大臣賞は、全国全産業で九十七事業場表彰されたが、そのうち繊維産業から十一工場が選ばれている。

## (一) 安全の概要

日本の鐵鋸産業の安全については、一般的に次のことがいえる。

1. 鐵鋸産業の各工場においては、我が国現在の貧困な経済状態にもかかわらず労使ともに相協力して安全施設、保護具等の完備、安全教育の実施等労働災害の防止に鋭意努力している。

2. 我が国の産業安全行政は、労働基準行政の一環として運営されており、労働省労働基準局安全課と中枢機関として全国四十六府県にそれぞれ府県労働基準局安全主務課があり、その下部機関として全国に三百三十六の労働基準監督署安全主務課が設置されている。全国的に緊密な関係で且つ有効に安全行政が実施されている。

3. 我が国における鐵鋸産業に対する安全法規には、労働基準法及び労働安全規則があり、当該法規には機械類や設備に対する災害防止に関する條件が細かく規定されており、且つ監督官庁によって右の実施が厳正に監督されており、中小企業の一部を除いては各工場とも当該規定が厳正に遵守されている。また女子年少者労働基準規則があつて、危険な業務については、満十八才未満の者及び婦人の就業を禁止している。

4. 当該産業の多くの大工場においては、右の法規のほか、E・S・O 制定のモデルコードのうちで鐵鋸産業に關して必要な條項はほとんど完全に実施されている程度に産業安全の水準は高くなっている。

5. 各工場とも作業床面や通路面は、すべり、つまづき等の生じないように整備され

ており、また運搬施設もよく整備されている。

6. 各工場に新しく雇い入れた従業員に対する安全教育は、詳細な桌に亘つて注意深く親切に企画立案され、当該教育は大約四週間に及ぶ期間完全に実施されている。

7. 多くの工場では、安全活動の推進機関として労使双方の協力による安全委員会が設けられている。

安全委員は、半数は経営者側より、他の半数は労務者側より選出され、工場の安全管理計画は、安全技師の計画したものを安全委員会の席上で審議してその結果これを実施に移して行くので、労務者側も安全活動には心から協力している。

また、年始にその年の安全計画計画を年次計画、月別計画というように樹立し、実施細目を決定して実行に移している。

その他不幸にして災害が発生した場合には、その発生原因及び状況を詳細に調査し、その対策を委員会において慎重審議して災害防止にあつてゐる。

8. 各工場の作業床面や通路面は、すべり、つまずき等の生じないように整備されており、且つ運搬施設もよく整備されているので、物の運搬や人の通行に際して生じる災害が完全に防がれていること。

9. 化学繊維工場において起りがちな薬品による眼の災害は、密閉され且つ作業に際しては円滑に作動し得る硝子戸等の完備した施設によって完全に防がれていること。

10. 従業員に対する安全教育は、詳細な桌に亘つて注意深く、そして親切に企画され且つ該教育が四週間に及ぶ期間完全に実施されていること。

11. 近代的な施設を持ち、民主的な自治制度によって運営されている寄宿舎が、ほとんどすべての工場にあるので、混雑した且つ快適でない交通機関による通勤によって生じ得る身体的且つ精神的な疲労がないこと。

#### ハ、労働者災害補償

労働基準法の適用事業場である場合は、その事業場に使用される労働者が業務上負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、使用者は次のような種類と内容の災害補償をなすべきことになっている。

##### (一) 療養補償

使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担する。(労働基準法第七十五条)

##### (二) 休業補償

使用者は、労働者の療養のための休業期間中平均賃金の百分の六十の休業補償を行う。(労働基準法七十六條)

##### (三) 障害補償

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかゝり、なおつたとき身体に障害が存する場合においては、使用者は、その障害の程度に応じて平均賃金に別表の一に定める日数に乗じて得た金額の障害補償を行う。(労働基準法七十七條)

##### (四) 遺族補償

労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族又は労働者の死亡当時

その収入によって生計を維持した者に対して、平均賃金の十日分の遺族補償を行う。  
(労基法七十九条)

#### (五) 葬 祭 料

労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は葬祭を行う者に対して、平均賃銀の六十日分の葬祭料を支払う。(労基法八十条)

#### (六) 打 切 補 償

療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、使用者は、平均賃金の千二百日分の打切補償を行う。(労基法八十一条)

なお、労働基準法による使用者の災害補償責任は、保険制度を設け労働者災害補償保険によって、政府が事業主の義務を代行し運営されている。

労働者災害補償保険における紡織工業の災害補償は次のとおりである。

|        | 適用労働者数  | 災 害 者 数 |       |        |        | 金 額           |
|--------|---------|---------|-------|--------|--------|---------------|
|        |         | 死 亡 者   | 障害者数  | その他    | 合 計    |               |
| 一九五一年度 | 九〇五、三〇一 | 七八      | 一、七一四 | 二〇、八〇九 | 一二、六〇一 | 一七二、一三四、一三四 円 |
| 一九五二年度 | 九四七、四六四 | 二八      | 九四八   | 五、二八三  | 六、二五九  | 一〇七、四四五、三六〇 円 |

## 九 技能者養成

労働基準法は、従来の特例制度に伴う弊害の排除を規定するとともに、労働生産性の向上を期して、合理的な技能者養成の途を拓いたのであるが、現在繊維工業に直接の関係の指定技能取種及び養成期向は次の通りである。

| 取種別      | 技能概要                          | 養成期向 |
|----------|-------------------------------|------|
| 手織工      | 手織を主とする織物の製造における技能            | 四年   |
| 紡機調整工    | 紡機の運転及び調整並びに紡糸の製造における技能       | 三年   |
| 織機調整工    | 織機の運転及び調整並びに織物の製造における技能       | 三年   |
| メリマス機調整工 | メリマス機機の運転及び調整並びにメリマスの編成における技能 | 三年   |
| 染色工      | 織縫織物等の無地染、模様染、精練、漂白、整理等における技能 | 三年   |

一九五二年六月末現在技能者養成の認可を受けた繊維工業関係の事業場数は一、二七一、又、これ等の事業場で現に技能を習得中の者及び実際に教習に当たっている指導員の数は夫々三七、二八二、三〇六となっている。

養成実施事業場の中八五、三%が労働者五十人未満の事業場であり、又技能習得者数五十人未満の事業場が全体の八五、五%にのぼっている。へ一九五二年六月末現在、これら小規模事業場にあっては、単独で技能者養成を実施することは、養成経費の負担、優秀な指導員確保の困難、教習施設等から困難な実情にあるので、地域毎に同一取組又は異った二以上の取組につき二以上の事業場が共同して養成を実施している事例が多い。

## 第六章 監督状況

我が国においては労働基準法の定めるところにより労働基準監督機関がこの法律の施行に當つてゐるが、労働大臣の直接の管理に属する、労働省労働基準局及び地方機関たる四六の都道府県労働基準局三三六の労働基準監督署が設置され、総数二四七四名の監督官を之に配属し繊維産業に対しても他の労働基準法適用事業と均しく監督に當つてゐる。一年間に監督した繊維産業の事業場数は二四、四一九で約六四％が監督を受けてゐる。違反があつた場合には、使用者に対して違反是正を誓約せしめその誓約期日以後に再監督を行い是正を確認してゐるが違反事業場のうち七％にすぎないものが是正措置を講じないでゐるとどまり殆ど大部分の違反事業場が違反を是正してゐる。

## 第七章 労働関係

### 一、概観

労働組合の直接の使命が、労働者の労働条件の維持改善及び労働者の地位の向上に在るならば、労働組合は、時宜に適した団体交渉権及びその他の団体行動権の行使によつて有利な労働条件を獲得する反面、これらの有利な諸労働条件の獲得を可能にするとこの生産高の増加のために、会社の生産計画に協力し、これを遂行することが必要であらう。一方、使用者も労働力の企業内に占める地位の重要性を認識し労働組合と相提携して平和的な労働関係の樹立に努力して始めて企業の実の繁栄を実現し得るこれらのこ

とは、いずれの国のいずれの産業についてもあてはまる一般的概念であろう。

我が日本の繊維産業においてもこの理念は何ら異なるところがない。然らば、日本ではそれがどのような形で行われているであらうか。

法制上、一般的に云つて労働者の団結権、団体交渉その他の団体行動権は憲法によつて保障され、労働組合法、労働関係調整法等の労働立法によつて具体的に擁護されている。これらの労働立法は、繊維労働者その他の一般産業労働者とを区別することなく、労働組合の自由な設立を認め、使用者の支配介入、不利益取扱を排し、団体交渉権の行使を保障し、正当な争議行為から生ずる刑事上、民事上の責任を免除し、労働争議の解決のため、国及び都道府県の設置する労働委員会のおつ、調停、仲立という調整方法を利用することができるようになつている。

繊維労働者の約四〇％は、これらの立法の庇護の下に、綿紡、化繊、羊毛、麻、養蚕等の産業別に労働組合を組織し、その大部分は全国繊維産業労働合同同盟（略称「全繊同盟」）という連合団体を形成しており、更に全繊同盟は、日本最大の労働団体たる日本労働組合総評議会に加入して、その主要構成員の地位を占めている。これらの組織を通じて繊維労働者は、賃上要求その他の労働条件の改善要求を行い、効果を挙げている。然し労働条件等に関する労働の意見が一致せず団体交渉が決裂し、労働争議の発生する場合も決して少なくないことは後述の通りである。更に、労働組合は、繊維労働者の大多数が女子であり、且つ他産業に比して寄宿舎制度が大幅に取り入れられているという繊維産業界の特異性に鑑み、社会人としての知識涵養、組合意識の昂揚を主たる目的とす

る教育活動と必需物資の低廉販売のための共済活動に意を注いでいる。然し乍ら他の六〇%の繊維労働者は、企業の零細性、令酸性等の原因から未だ組織されるに至っていない。

次に経営面に対するこれら労働組合と使用者の協力を見るならば非常に顕著なものがあり、繊維産業界における主要会社の殆んどが、労働組合との間に締結している労働協約において、労働組合の経営への参加を何らかの形で認めている。この経営参加の形態には種々あるが、代表的なものとしては、労働協議会というが如き機関を設置し、当該企業内における経営、労働の両部門を代表する者を委員に選出し、労使間の諸問題を協議することによつてこれを合理的に調整し又は解決しようとしているものがある。

以下、これら繊維労働組合の組織、活動等を項を分つて詳細に眺めて見よう。

## 二、繊維労働組合の組織

我が国の繊維産業労働者の総数は約一四万人であつて、その中組織労働者は約四五万人である。この組織労働者の中で我が国における繊維関係労働組合の唯一の全国組合である全織同盟に加入している労働者の数は一九五二年六月現在で三三六、二五一名（男は六七、二五〇名、女は二六九、〇〇一名）である。従つて全織同盟は、綿紡績、化学繊維羊毛、麻、生糸、織布、染色加工、縫製等の繊維産業全般に亘る単位労働組合を構成員としており、これら単位組合は大は三万名に及ぶものから小は五名乃至十名の小組合に至るまで包含されている。

全織同盟は一九五一年七月三十日に結成されて今日に至つてゐるが、この間、一九四

八年一月に日本纖維労働組合連合会、更に一九四九年六月に化学纖維労働組合連合会と夫々合同し、最後に一九五一年七月に全国蚕糸労働組合連合会と合同して此処に日本における纖維産業界唯一の全国的組織へと発展したのである。

これによる組合員数の増加を見ると

一九四六年七月 結成

一九四六年十一月

六六、六八四名  
七四、五九〇名

一九四七年六月

一一六、三七七名

一九四七年十一月

一五〇、五〇六名

一九四八年一月

二〇一、〇〇六名

一九四九年十一月

二六六、二五四名

一九五〇年八月

二七二、八七〇名

一九五一年七月

二九七、四三六名

一九五二年七月

三三六、三一一名

次に全織同盟の内部組織を見ると、規約上、大会、評議員会、執行委員会の三機関がある。

大会は全織同盟の最高決議機関であつて代議員を以て構成する。大会代議員は加盟組合毎にその組合員数に応じて直接無記名投票で選出される。

大会には定期大会と臨時大会とがある。定期大会は毎年一回開催され、会長が招集する。臨時大会は執行委員会に於て必要と認められたとき及び評議員会の決議によつて招

集を請求されたとき、会長が召集する

大会の付議事項は (1) 事業報告、(2) 会計報告、(3) 才入才出予算、(4) 運動方針、(5) 役員選挙、(6) 同盟罷業に関する事項、(7) 上級団体への加盟又は脱退、(8) 加盟組合除名の上訴審議、(9) 規約の変更、(10) その他重要な事項で、此の中 (1) 乃至 (5) は定期大会に付議しなければならぬ。

評議員会は大会に次ぐ決議機関で評議員を以て構成し会長が随時召集する。評議員は加盟組合毎にその組合員数に応じて直接無記名投票で送出される。評議員会には、事業の中間報告及び大会付議事項以外の重要事項を付議する。

執行委員会、全織同盟の執行機関であつて、役員へ会計監査を除くを以て構成し会長が随時招集する。役員とは会長一名、副会長二名、総主事一名、会計一名、会計監査三名及び執行委員若干名をいう。執行委員会は執行業務について協議決定する。

大会、評議員会、執行委員会の議事は原則として出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。採決の方法は原則として挙手又は直接無記名投票であるが、次の事項は直接無記名投票で決せねばならない。(1) 同盟罷業に関する議事、(2) 上級団体への加盟又は脱退、(3) 全織同盟への合併又は解散、(4) 加盟組合の除名又はその上訴審議、(5) 規約の変更、(6) 出席構成員の三分の一以上が直接無記名投票を請求したとき、(7) 挙手の表決に於て、その結果について出席構成員の三分の一以上が異議を唱えた時、執行委員会の下に、各種の事業を行うために専門部がおかれている。総務部、組織部、爭議対策部、教育宣伝部、調査部、法規部、政治部、青年対策部、婦人対策部、

寄宿対策部、がこれである。

加盟組合は同一業種別に部会を組織しているが、此の部会は、業種の特異性を考慮して、当該部会所属組合の相互協力を図り、全織同盟の目的貫徹を計ることを目的としている。部会としては、綿紡、化纖、羊毛、生糸、麻地方織維の六つがあり、評議員会で決定された部会分類の基準に従い一業種一部会毎に設置されている。

部会毎の組合数、組合員数は、次の通りである。

| 部会別  | 単位組合 | 組合員数    |
|------|------|---------|
| 綿紡   | 一九一  | 一六二、三六六 |
| 化纖   | 六一   | 六一、四一四  |
| 羊毛   | 四九   | 二七、一三六  |
| 生糸   | 一七七  | 二七、二六〇  |
| 麻    | 三四   | 二一、九六〇  |
| 地方織維 | 一六〇  | 三六、一一五  |
| 計    | 六七二  | 三三六、二五一 |

各部会毎の主要部組名

綿紡部会

大日本紡、東洋紡、鐘紡、日東紡、富士紡、倉敷紡、

大和紡、呉羽紡、敷島紡、日清紡、民成紡

化纖部会

旭化成、東洋レーヨン、帝国人絹、倉敷レーヨン、

三菱レーヨン、日本レーヨン、東邦レーヨン、

興国人絹、等

羊毛部会

日本毛織、東亜紡織、大東紡織、兼松羊毛、大同毛織、

大和毛織、東北毛織、日本フェルト、等

生糸部会

片倉、郡是、昭栄製糸、若林、東邦製糸、石橋、等

麻部会

東洋纖維、中央纖維、帝国製麻、日本纖維、東京麻糸、

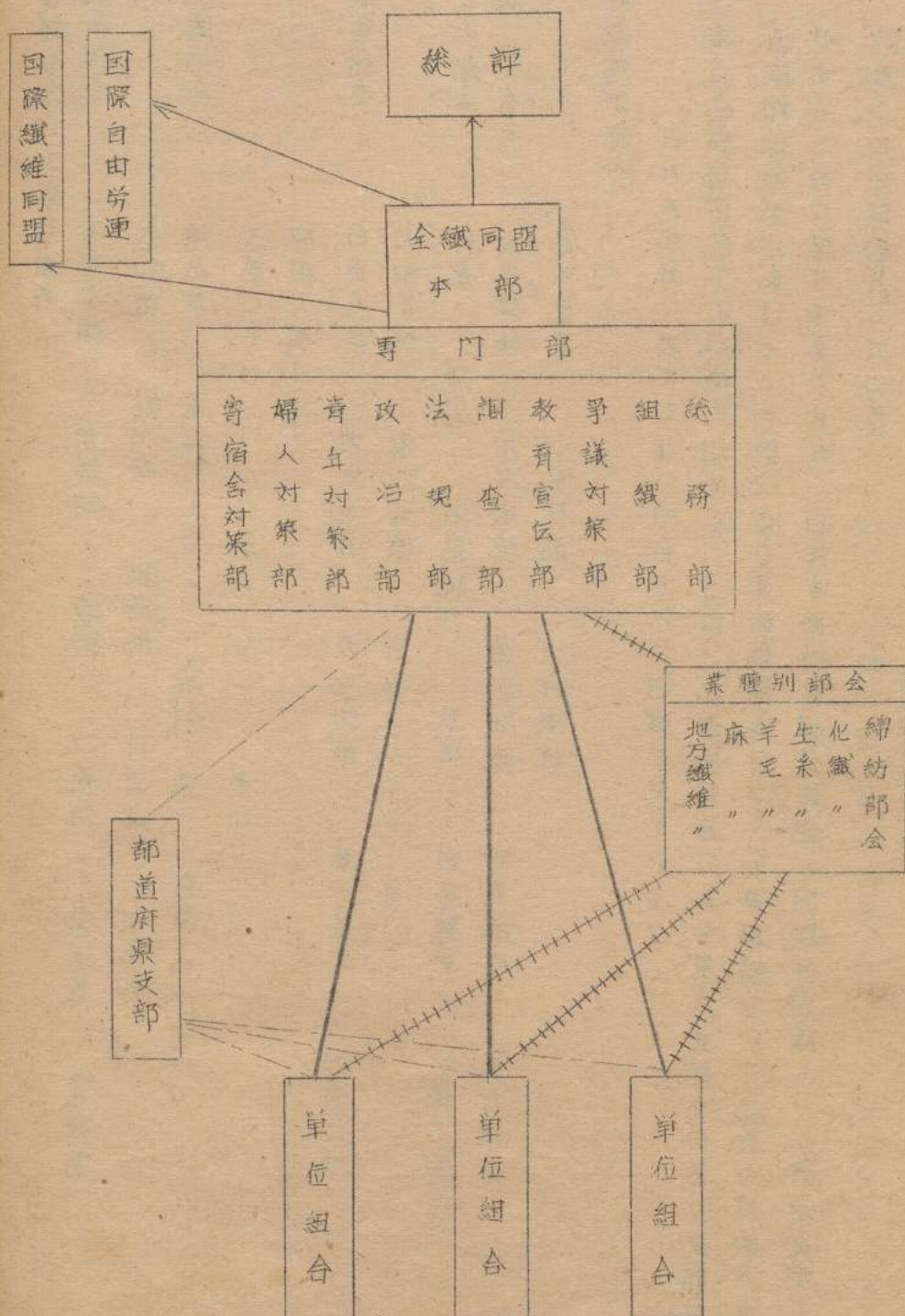
帝国産業、小泉製麻、大日纖維

地方纖維部会

右の五部会に属さない組合を以て組織されている。

なお全織同盟傘下の地域的組織としては、都道府県毎におかれる支部がある。支部は当該都道府県における、加盟組合の連絡協調を計り、全織同盟並びに部会の目的を実現するために協力すると共に、当該支部所屬組合共通の問題を協議し、これが実現を計ることを目的としている。

全織同盟の組織図



## 三、組合の日常活動

組合の日常活動として、教育活動と、共済活動の二つに分けて述べる。

## (1) 教育活動

◎ 概況……繊維産業に於ける労働組合の教育活動を見る場合、まずその対象である繊維労働者の特殊性について触れておく必要がある。特殊性の第一は労働者の約八割が女子で、而も十六才から十八・九才程度の少女が多数を占めていること、第二に嫁入り前の家計補助又は嫁入り仕度といった意味で勤める者多く、勤続年数が平均二年乃至三年という短かさで新陳代謝が激しいこと、第三に、農村出身者が多く、その殆んどが寄宿舎生活をしていることである。従つて教育活動も他産業のそれに比べその方針や内容の面で相当の特色を持ち、少女組合員の心理に依じ、やさしく、親しみやすく、面白くをモットーとしている。

◎ 教育方針……全繊維同盟は教育方針として次の事項を挙げている。

- (a) 全繊維同盟の方針に合致した教育の実施
- (b) 常識としての組合知識、社会人としての教養の体得
- (c) 全組合一定し、意識水準の確保
- (d) 中堅活動分子の教育

即ち教育活動は、組合員に労働組合の目的と任務を認識せしめ、労働者としての自覚を与え、日常の組合活動に積極的に参加せしめることを目標としつゝ、勤続年数の短い少女が約八割を占めている事情に即応して一般組合員に対する教育の焦点を、

「常識としての組合知識」を与え、「社会人としての教養」を身につけさせ、而も全体を一定のレベルに維持することにおいている。換言すれば、主として組合の初歩教育と教養についての教育を毎年繰り返す訳である。

## (2) 共済活動

◎ 全織同盟本部の共済厚生活動、全織同盟の本部が自ら行っている共済活動としては、次の如きものがある。

(1) 生活協同組合の設立促進及びこれの指導教育  
 (2) 生活必需物資に関する情報の蒐集と流通、なお、本部に於て、生活必需物資を総合的に購入する如きことはやつていないが、ブロッケ別に共済活動の担当者が連絡して物資を交換するようとりはかっている。

(3) 住宅問題対策

(4) 社会保険に関する法規の改正のための活動と下部への教育啓蒙

(5) レクリエーションに関する指導と、レクリエーション関係中興団体の動向の連絡

## ◎ 全下組合の共済活動

大まかにいえば、大きい組合では、生活協同組合又は消費組合を設け、労務契約によつて使用者の資金面に於ける援助を獲得している、これに対して中小組合では僅かに組合員の慶弔に対するお祝又は見舞の金を出すようにしている程度といわれる。

一寸性格の異なるものとしては、組合運動による救済者の救済規定があり、此の規定に基いて基金を積み立てている組合が大組合の中では相当見られる。

次に、二六年一二月末に、労働省で行つた生活改良事業に関する調査によれば、繊維産業に於ける組合員二〇〇人以上の組合で、組合自身が特別会計を設けて生活改良事業を営んでいるものの数は二九組合で、二六年六月末現在の繊維産業に於ける組合員二〇〇人以上の組合総数五〇六に対する比率は五・七%強となっている。これを全産業について見ると、夫々一八四組合、六二六組合、二、九%強となつて居て、繊維産業が相当高率であることが判る。尤も労働組合が自ら生活改良事業をやらずに、別に改良組合等を設けている場合も少なくないが、生活改良組合又は消費組合の数も全産業平均に比べ、繊維産業は相当多いのであるから、一応労働組合の共済活動は繊維産業に於ては他産業よりも活潑であるといえよう。

#### 四、労・仲・協・約

繊維産業における団体交渉の方式は、他産業におけると同様一般に各企業とその従業員との組織する労働組合との間に行われ、全繊維労働者を統一した交渉方式は殆んど行われていない。従つて労働改良も個々の企業と、それぞれの企業別労働組合との間に締結されているものが大部分であるが、例外的な場合として、福井県内の中小繊維企業労働組合をもつて組織する福井県地方繊維産業労働組合連合会が、県経営者協会との間に統一労働改良を締結している例がある。

主要企業においては、殆んど大部分が労働改良を有しており、一般に改良締結率は他

産業に比して高位にあるが、中小企業においては、相対的に締結率は低くなっている。

一九五二年六月末の調査によれば、

労働協約の適用を受ける単位組合数の、単位組合総数に対する比率は、全産業平均、五四・四％、製造業においては四大・二％であるのに対し、繊維産業においては五五・九％となっており、又労働協約の適用を受ける労働者数の、全組織労働者数に対する比率は、全産業平均六九・四％、製造業平均六二・三％に対し、繊維産業においては七五・二％で、いずれも高い平均を示しているが、この比率は特に紡績、化繊部門において高い。これは、これらの部門においては近代的な作業工程を有する大企業が多いためである。

次にこれらの企業における労働協約の内容を見ると、それやれの企業によつて差異はあるが、概して云えば、相当に詳細で具体的な内容をもつたものが多く、労働条件、組合活動、争議條項、団体交渉、苦情処理機関、経営参加等に関する諸規定が主要な内容をなしている。特に賃金、労働時間、休日等の労働条件が詳細に規定されていることは、労使双方が労働条件の維持改善に意を用いていることを示すものであろう。

労務協約の有効期間は一ヶ年というものが多く、改訂のための交渉は主として賃金問題について行われており、これに因しては特異な問題は起つていない。

労務協約に因する最近の主要な動きとしては、繊維産業における組織労務者の大部分を包含する全織同盟が指導する統一労務協約運動がある。この運動は、全国組合が下部組合に、労務協約基準案、又は統一協約指針を示し、これによつて一産業における労務協約の統一をはかろうとするもので、現在、各産業別の労務組合に共通の動きであるが全織同盟の意図するところは概ね次のような点である。

即ち、全織同盟がその統制力を完全に発揮し、将来は全繊維産業の組織労務者に関して統一的な労務協約を締結することを目標とするもので、先づ統一行動の障害になるような條項を排除することと第一の目的とし、第二には、労務協約の内容において、出来る限り労務條件の統一をはかり、全織同盟の組織力によつて繊維産業労務者の労務條件の均分化と全般的な向上をはかることを主張するものである。

この動きは従来各企業別に行われていた団体交渉の方式に対して全織同盟が統制を加え、次第に全国組合を中心とする強力な交渉に移行させ、更には大企業と中小企業とに

おける労働条件の差異を出来るだけ少くして全般的な向上をはかろうとするものであつて、現下が国労働組合運動の主要な特徴をなしているものである。

以上の運動は、現段階においては一つの方針を発表したに止まり未だ具體的な交渉は行われていないが、これが具體化したならばその帰趨如何は、纖維産業労働者全体の地位に少なからぬ影響を及ぼすこととなるであらう。

(1)

全織同盟の一九四八年春の賃上斗争

(1) 綿紡総会では一九四八年春期賃上斗争として十六文最低一九〇〇円(込)、家族持最低七二〇〇円を要求して斗争に立上つたが、これに対して会社側は最低一五〇〇円、家族持五二〇〇円を回答したため、折合わず、二月下旬に交渉は遂に決裂した。水谷商相は斡旋に入り、三月五日政府補給金を裏付けとする斡旋案、十六文最低一五〇〇、二ヶ月後に、一六〇〇円、家族持五四〇〇円、報償物資の支給を提案し、十二日妥結した。しかしこの妥結を不満とする日紡、東洋紡、敦島紡は再度要求を提出して交渉に入り、四月中には斡旋案を上回る額で夫々妥結した。

(2)

羊毛部会

組合側は初任給一七〇〇円、標準家族最低七〇〇〇円を要求したが四月八日経営者側から初任給一六〇〇円、標準家族六〇〇〇円を回答、交渉は決裂した。組合側は二十三日に四月三十日より全国一斉ストを発言し、事態は急迫したが、商相、労相の斡旋で交渉が再開され、二十九日初任給一六〇〇円、標準家族六七〇〇円で妥結するに至った。

(註) 当時は全織同盟に化織、生糸関係労組は加入していなかった。

(2)

全織同盟の一九四八年秋の賃上斗争

一九四八年七月マツカースト書簡が送られ官公庁関係労組は罷業権を失ひ爾来官公庁労組に追隨し、ちの民間労組が労組運動の主動権を得るに至つて罷産、炭労、海

買、全銀、私鉄、繊維が秋季斗争に立上つた、その一環として全織同盟も各分会毎に賃斗争に起つた。スト寸前において経済九原則の至上命令が今日、日、夜、ヘ、ロー、労働部長から伝達せられて終熄するに至つたものである。

#### (4) 綿紡都会

八月十三日組合は初任給二九〇〇円(込)標準家族持八九〇〇円を要求したが会社側はこれを全面的に拒否したため、十月五日中労委に調停を申請した。十二月六日調停案「初任給(十六才)二二五〇円(込)標準家族持八一〇〇円(込)」を提案したが組合はこれを拒否、十二月二十一日よりの無期限ストを実施する旨を発言。労働大臣のスト回避勧告にも拘わらず十九日、スト実施を再確認した。しかしながら経済九原則の至上命令でストを延期せざるを得なくなり、その後商相の斡旋で交渉をつづけられ調停案に、六月分の臨時給与を加えた額で二十四日妥結した。

#### (4) 羊毛都会

組合側は八月三十一日初任給(十六才)最低三一九〇円(手取)標準家族(四人)最低二八八八円(手取)を要求して交渉に入つたが十月十一日決裂した。交渉は十一月十日再開され会社は初任給二二〇〇円(込)標準家族持八、〇〇〇円(込)を提示したが組合は拒否し十一月二十二日交渉は再度決裂した。労務省としてはこの事態を重視し交渉再開の斡旋につとめ、十二月九日再開され、会社は標準家族持八九〇〇円を提案したが組合の容れるところとならず、十日組合は要求案を若干譲歩し、初任給二、四〇〇円を再要求し会社はこれを容れて十二月二十二日解決した。

(3)

化学織組労組連合会の一九四八年秋の賃上斗争

四月以降の賃金については暫定的に支払われていたのと同労組としては本格的賃金を確定すべく九月五日四大社（帝国人絹、東洋レーヨン、倉敷レーヨン、日本セルロース）は共同にて平均七、一五〇円の要求を提示した、その後は進展せず十月五日決裂、組合は中労委に提訴、中労委は十一月から斡旋を開始し、組合は譲歩案として六、五〇〇円を示したが会社は五、〇〇〇円を一步もゆずらず、十二月六日に五七〇〇円の斡旋案を示した。併し組合は十三日これを拒否、十八日以後無期限ストを宣言するに至つて、労相はスト回避を勧告したが容れられず、十九日の至七命令により十七日にスト延期を決定すると共に労使双方斡旋案を受諾し解決した。

(4)

全蚕労連の一九四九年春の賃上斗争

全蚕労連では昭和二十三年六月下旬に待遇改善を要求したが八月に満時措置で一応妥結、その後物価の騰貴等を理由として本格的賃金を設定すべく昭和二十三年十二月二十五日に「手取平均四五七五円、十六才最低手取三、一〇五円」組合側に要求して交渉に入つたが、政府補給金の割当を統つて難航、組合は一月二十九日にスト宣言を發し、二月五日からストに入る後階に立至つたが、廿四日労使課の勧告によつて之を延期し、労使大臣の斡旋によつて二月十一日平均四一八五で妥結を見た、しかるに労使、農林両大臣提示の斡旋案に示された政府措置二億五千万円の要求が不減になつたため問題は再燃し、四月九日より六日間ストライキを突入したが四月二十五日になつて一人平均二、〇〇〇円の一時金で妥結した。

(5)

全織同盟の一九五〇年春の賃上斗争

全織同盟は一九四八年八月から二十四年一月にかけて賃上げ斗争を行つたが、二十四年は一度も賃上げ斗争を行わず、暮に一時金を斗争を突進したのみで年を越した。あけて二十五年春各部会毎に賃上げ斗争に立ち上つた。

(イ) 綿紡部会

二月二日協会側に対して集団交渉の申入れを行つたが、協会はこれを拒否したため組合側は三月二十日「二十三日以降安全生産斗争に入る」旨を通告したところ協会側は集団交渉妥結を回答するに至つて組合側は安全運転を延期した。三月二十八日、賃金交渉は再開され、組合要求「初任給手取最低三三〇〇円」に対して四月五日協会は「三〇〇〇円（込）」案を提示したが組合はこれを拒否、四月十七日中労委に対して幹旋の申請を行つた。中労委の幹旋は四月二十六日から開始せられ、五月九日「初任給三、二〇〇円（込）」臨時手当一人平均七〇〇円「の幹旋案を提示したが組合は拒否し、その後幹旋員立会の下に交渉したが調わず二十四日決裂し幹旋は打ち切られた。組合側は二十三日「六月一日より單議行為に入る」旨のスト宣言を發した。併し五月二十六日に至り東洋紡組はスト回避を決定するに至つた綿紡斗争委に、動搖が見られ、斗争委員会で討議の結果五月三十一日午後三時スト回避及び協会最後案受諾を決定し、午後六時「初任給三、二〇〇円（込）」臨時手当一人平均一、〇〇〇円で妥結解決した。

(ロ)

羊毛部会

一月三十日組合側は賃上げに関する集団交渉の申立を行い、三月十三日には「初任給手取三、四五〇円は、赤字補填へ二十四年五月より十二月分）標準家族持に付して手取一四、〇〇〇円」の要求案を提出した。三月二十日協会側は集団交渉拒否を回答したが組合側は強硬に集団交渉を主張、一方綿紡部会については集団交渉の協定が行われたため、協会も軟化四月五日遂に集団交渉が決定した。四月十一日から同体交渉が開始され会社は「初任給二八〇〇円（込）、標準家族持一〇、〇五〇円を回答したが組合は拒否して交渉決裂、組合の要求により再開され交渉を会社は「標準家族持一〇、三五〇円」の譲歩案を提示したが組合の容れるところとならず、四月二十八日再度決裂、交渉は各交渉に移されたが、個別交渉は何れも暗礁に乗り上げ、組合側は各社毎に五月下旬中労委に斡旋申請を行った。中労委は六月五日より斡旋を開始し、六月十四日「初任給三、二五〇円（込）、一時金平均二、〇〇〇円（込）」の斡旋案を提示した。斡旋案を会社は受諾したが組合側は拒否し七月五日より二十四時間ストを指令した。中労委はこの事態を重視し最後の斡旋につとめ、七月四日「初任給三、三五〇円（込）、一時金二、〇〇〇円」を提示し組合にスト延期を申し入れた。この申入れを組合は了としてストを中止し、その後労使双方七月十日斡旋案を受諾解決した。

#### （イ） 北織、府部会

北織部会、府部会は前記二部会。如く集団交渉方式をとらず、各社毎に交渉を行った結果二五%乃至三〇%アップの級で夫々妥結した。

(三)

本爭議の特色としては一九四八年八月（一九四九年）の闘争の線と異り、全織中央本部が各部会の斗争を中央に集約して行つた点であり、この集約斗争によつて当時国内市場に於ける織組価格下落の途上にあつて初任給は三〇%のアツプに成功したこと、は数前のソシアルダンピングにつながる女工哀史の汚名返上に大きな成果をあげ得たものと言える。

(6)

全蚕労連の昭和一九五〇年秋の賃上斗争

全蚕労連では全織同盟の後を継いで賃上斗争を展開すべく八月二十六日、片倉、前是、昭栄、若林の四社が集団交渉を申入れると共に初任給（満十五才）三二〇〇円（必）の要求を提出した。併し経営者側は集団交渉に難色を示していたが若林の要請を最後に九月十五日四社の集団交渉は成立した。引続いて賃上げ交渉が開始され九月二十九日会社側は初任給三六〇〇円（必）の回答を行つたが組合側はこれを拒否して交渉は迫害せぬための労使双方から中労委に十月九日斡旋を申請した。中労委の斡旋は十月二十一日開始され、会社は初任給三、〇〇〇円の意向を示したが、組合は三二〇〇円を固執、二十九日斡旋は一応打ち切りれるに至り、組合は十一月七日より二十四時間ストの指令を発した。事態を重視した中労委は再度斡旋に入り、十月三十一日初任給三二〇〇円（必）の斡旋案を提示、十一月三日双方妥結し解決するに至つた。

(7)

全織同盟の一九五一年春の賃上斗争

全織同盟では二月下旬の評議員会、三月中旬の臨時大会で春期賃上斗争方針を決定

しこれに基き、先づ麻部会が三月七日に要求を提出し、次いで三月二十八日化繊部会、四月十七日に綿紡部会、四月十八日羊毛部会と夫々要求提出して交渉に入つた。

# 要求額

麻 平均四〇%ベースアップ、初任給四、三〇〇円（込）

化繊 初任給 四、五〇〇円（込）

綿紡 〃 四、六〇〇円（込）

羊毛 〃 四、七〇〇円（込）

右の交渉は麻部会を除いて全部集団交渉方式を要求して開始し、化繊は会社側の拒否にあつて各社に移行した外は集団交渉方式がとりわた。これらの交渉は全織同盟本部の指導の下に行われ、先づ麻部会が四月より五月に妥結、次いで綿紡が六月十一日に妥結、化繊は東洋レーヨンが六月二十八日に実行を實施したのみで七月九日まで全部解決、羊毛は七月十一、十二日と同月十八、二十一日にストライキを實施して八月十八日に解決した。

# 妥結條件

綿 初任給 四、二七〇円

一時金 一、五〇〇円

化繊 初任給 四、〇〇〇円、四、四四五〇円

羊毛 初任給 四、三五〇円

一時金 四、五〇〇円

(8)

全蚕労連の昭和二十六年春の賃上斗争

全蚕労連では四月の定期大会では女子平均日額二三〇円、初任給日額一五五円の賃上要求を決定、組合側に対して集団交渉を要求したが拒否せられ、組合側は七月四日、十六日以降スト実施を宣言した。労仲省は集団交渉開始方の斡旋につとめたが不調に終わり、加えて亀山労組のスト不参加、昭栄労組の単独交渉決定があつて全蚕労連としては七月十六日逆に各社交渉方式に戦術転化し、各社交渉の結果、八月に夫々二五%乃至十五%のアップ率で妥結するに至つた。

(9)

全織同盟一九五一年の一時金斗争

(註) 全蚕労連は昭和二十六年七月全織同盟に合同し、繊維産業労組は全国一本に統一された。

全織同盟では十月中旬、評議員会で年末斗争方針を決定、各組合毎に集団交渉を十月末から十一月初にかけて夫々入水した。これに対して協会側は夫々拒否回答をなし再度の組合の要求に対しても単社交渉方式を回答したため全織同盟は十一月十五日衆団交渉方式を断念、各社交渉を指令し、各労組は二、三ヶ月——二、五ヶ月分を各社宛に要求して交渉に入つた。併し交渉は難航をつづけたが、北織は十二月十日から十四日にかけて妥結(二、四ヶ月分乃至二ヶ月分)、麻、蚕糸、羊毛もその頃概ね妥結したが、ひとり綿紡のみが折合わず、中労委の斡旋もその如く十二月十六日斡旋を打ち切つた。組合側は二十日以降徐々に初のストライキに入り、事態を重視した中労委中山会長は交渉再開について斡旋し、二十六日以降交渉が再開されて十二月二十八日乃至

(10)

二十九日、四ヶ月乃至一ヶ月分で仮妥結するに至つた。

一九五七年秋の賃上げ及び一時金斗争

全織同盟では昭和二十六年春値上斗争を行つた以降、繊維産業の操業短縮の問題もあり、値上げ斗争は行つておらず、二十七年秋も生糸部会、麻部会、化繊部会が賃上斗争を開始したのみで綿紡、羊毛は期末一時金のみにとどめ、賃上斗争を二十八年春に廻した。期末一時金については十二月中旬に要求一、五ヶ月分に対して一ヶ月分前後で妥結した。





